

国立アイヌ民族博物館の設立と果たすべき役割

The Establishment of the National Ainu Museum: Process and Expected Roles

佐々木史郎 (SASAKI Shiro, Dr.)

国立アイヌ民族博物館館長 (Executive Director, National Ainu Museum)

要旨

2020年7月に開館した国立アイヌ民族博物館は、「アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンター」(アイヌ政策推進会議 2016: 3)として整備された「民族共生象徴空間」の中核施設の1つとして設置された博物館である。それは「この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」(博物館調査検討委員会 2013:1)という理念を掲げ、アイヌ文化に関する展示、教育・普及、調査・研究、人材育成、資料の収集・保存・管理、博物館ネットワークの構築といった業務を行う。本稿ではこのような「国立博物館」が設立された経緯とこれから果たすべき役割について、政府がアイヌ政策推進と民族共生象徴空間整備のために設置した有識者懇談会、委員会、作業部会等の報告書類を主要な資料として、それを文化人類学などによる先住民族研究の成果を利用して分析しつつ論じた。その結果、この国立博物館設立までの間に研究者、博物館、懇談会等の委員等の間でアイヌ文化に対する認識の転換が起きており、それが国立博物館設立の原動力となっていたこと、またこの博物館の理念や運営方針が国際的な博物館の再定義の動きに対応しており、その促進を期待されていることが明らかになった。

キーワード：アイヌ民族、アイヌ文化、先住民族、民族共生象徴空間、博物館

Abstract

The National Ainu Museum was opened in July 2020 as one of core facilities of UPOPOY: National Ainu Museum and Park. UPOPOY was established as “a national center for the revitalization of Ainu culture.” The museum’s mission is to, “respect the dignity of the Ainu as an indigenous people, promote proper recognition and understanding about the Ainu history and culture, and contribute to the creation and further growth of new Ainu culture,” and it engages in exhibitions, education and dissemination, research and investigation, human resource development, reservation and management of museum collections, and the establishment of museum networks. This paper analyzes, from an anthropological point of view, the reports of the advisory panels, committees, and working groups organized by the Japanese government to promote Ainu policy, and it discusses the process of the museum’s establishment and the expected roles the museum is expected to play. As a result, the following points become clear: 1) researchers, museum curators, and other members of the panels, committees, and working groups made a decisive change in their recognition of Ainu culture in the process of their discussion concerning Ainu policy during the second decade of the twenty-first century, and this change prompted the establishment of the national museum specializing in Ainu culture, 2) the mission and management policy of the museum followed the latest international developments in the redefinition of museums, and the museum is expected to promote this redefinition.

Key Words : Ainu, Ainu Culture, Indigenous People, National Ainu Museum and Park, Museum

1. はじめに

国立アイヌ民族博物館は国内で初めてアイヌ民族という先住民族の文化に焦点を当てて展示、教育・普及、調査・研究、資料収集、人材育成などを行うために設立された国立博物館である。その理念には、「この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」とある。この博物館は、北海道白老郡白老町に開設された民族共生象徴空間（愛称「ウポポイ」）の中核施設の一つとして文化庁が設立し、その運営を公益財団法人アイヌ民族文化財団に委託しているものである。

2020年当初からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、同年4月24日に予定されていた開館が7月12日に延期されたが、それでもなんとか運営が始まり、本稿を執筆した2021年9月までの1年間余で20万人の来館者（博物館を含む民族共生象徴空間全体では25万人以上）を迎えた。当初の目標は民族共生象徴空間全体で100万人とされていたことから、それには遠く及ばなかったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延が続く中、2021年9月末までに4度の「緊急事態宣言」が出され、公園内・博物館内の入場制限や都市間・地域間の移動の制限があり、また海外からの観光客が入れない状況の中でこれだけの来館者があったことは、多くの人が関心を持っていることを意味している。

アイヌ文化の担い手であるアイヌ民族は「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」である（「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」2019年（以下「アイヌ施策推進法」とする）第1条に基づく）。アイヌ民族を先住民族と認めることはすでに2008年の衆参両院での国会決議（後述）で求められていたが、「アイヌ施策推進法」への明記はそれに法的根拠を与えた。

この博物館は先住民族の文化に特化した活動を行う国立の博物館として開館前から海外からも注目を集めていた。例えば、2019年9月に実施された国際博物館会議（International Council of Museums、以下「ICOM」）京都大会でも、我が国の最新の国立博物館の建設というだけでなく、先住民族アイヌの文化に特

化した博物館という意味で注目された。当時の国立アイヌ民族博物館設立準備室（以下「準備室」とする）はICOM下部組織の民族学の博物館・コレクションの国際委員会（ICME）の中でセッションを1つ設けて、新しい博物館の理念と館員たちの意気込みを語った。また、本会議終了後に行われた北海道伊達市でのポストコンファレンスでも取り上げられ、エクスカーションの中に建築中の博物館と民族共生象徴空間の見学が組み込まれた。

アイヌ文化関連の資料を所蔵する海外の博物館からの協力の申し出も相次ぎ、その一環で、ロシア、ドイツ、アメリカ、イギリスの博物館が所蔵する資料を紹介する映像番組（現在博物館のシアターで上映されている「世界が注目したアイヌの技」）を制作することもできた。

本稿ではこのような国内外からの注目を集めた最新の国立博物館の設立された経緯、掲げる理念と目的、そして将来の方向性について、先住民族文化の振興における博物館の意義と役割とは何かという問題意識を持って論じていきたい。その議論の材料となるのは博物館と民族共生象徴空間の設立を提言し、その理念や目的、機能、設立形態、運営方法などについて議論するために政府が設置した各種懇談会、委員会、作業部会等の報告書類である（文末の文献一覧参照）。それらを細かく分析することで、国がどのような意図、理念を持ってこのような施設を設立しようとしていたのかを明らかにし、それが文化人類学をはじめとするアイヌ文化を研究してきた学術分野の動向とどのように絡むのかについて解明していく。本稿では、先住民族の文化を展示する博物館のあり方、博物館設立の経緯、アイヌ文化の定義と認識の変遷、博物館の理念と目的と運営方法の順に述べ、最後に結論としてアイヌ文化の振興と新たな創造という理念の実現に向けて果たしていくべき博物館の役割について論じていきたい。

2. 先住民族アイヌと博物館

2.1. アイヌ民族が先住民族であること

まず、国立アイヌ民族博物館の設立は、アイヌ民族が先住民族であるということが前提になっている。この博物館ではそのことについて、2008年の国会決議を受けて内閣官房長官が組織して諮問した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇

談会」) が 2009 年に発表した『報告書』の以下の記述を根拠としている。

アイヌの人々は、独自の文化を持ち、他からの支配・制約などを受けない自律的な集団として我が国の統治が及ぶ前から日本列島北部周辺、とりわけ北海道に居住していた。その後、我が国が近代国家を形成する過程で、アイヌの人々は、その意に関わらず支配を受け、国による土地政策や同化政策などの結果、自然とのつながりが分断されて生活の糧を得る場を狭められ貧窮していくとともに、独自の文化の伝承が困難となり、その伝統と文化に深刻な打撃を受けた。しかし、アイヌの人々は、今日においても、アイヌとしてのアイデンティティや独自の文化を失うことなく、これを復興させる意思を持ち続け、北海道を中心とする地域に居住している。これらのことから、アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えることができる。(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 23-24、下線筆者)

国際連合や日本政府は今のところ先住民族に関する明確な定義をしていない。2007 年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)においても、先住民族の置かれてきた状況や侵害された権利、そして先住権にどのようなものがあるかは列挙されているが、先住民族とは何かという明確な定義は見られない。また日本政府も、例えば 2008 年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(第一六九回国会、決議第一号)の採決に際して、鈴木宗男議員(当時)が「質問主意書」、「再質問主意書」において提起した先住民族の定義に関する質問に対して、「現在のところ「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(以下「宣言」という。)において「先住民族」の定義についての記述がなく、また、「先住民族」に関する国際的に確立した定義がないこともあり」と述べて明確な回答を避けている(衆議院ホームページ「質問本文情報」平成二十年六月六日提出の質問第四八六号と同年六月十七日提出質問第五四九号と、それに対する「答弁本文情報」平成二十年六月一七日受領答弁第四八六号と六月二十四日受領答弁第五四九号)。

一応、文化人類学者をはじめ民族問題あるいは先住民族問題に取り組む研究者の間に共有されている定義の候補はいくつかある。例えば、国連経済社会理事会

人権委員会の差別防止及びマイノリティの保護に関する小委員会で特別報告官を務めたホゼ・マルティネス・コボが提起した定義(Marthinez Cobo 1983: 48-50)や国際労働機関(ILO)が 1989 年に定めた条約「独立国における原住民及び種族民に関する条約(第 169 号)」(C169-Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169))の第 1 条第 1 項の適用条項などがある(国際労働機関ホームページより)。それらに準拠して民族に絡む紛争の予防に関する報告書をまとめた大仲千華によれば、先住民族の定義として共通する要素として、次の 3 点を挙げている(大仲 2003: 9)。

- ①植民地化、侵略または近代国家の領土画定によって被支配的な地位に位置づけられること。
- ②自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部または全部を保持していること。
- ③その基準では、自己規定が重要となること。

また、そもそも、「先住民」の定義や認定は個々の先住の民の自己決定権に属す(清水 2008: 321)ものではないかという議論もある。これは、2007 年の国連の宣言の元になった「1993 年草案」¹⁾を詳細に検討した清水昭俊が述べるところであるが、この点は 2007 年の宣言本文でも第 3 条【自己決定権】で、「先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する」(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』p.6、なお注 12)も参照)という形で引き継がれている。いいかえれば、先住民あるいは先住民族の当事者を脇に置いて、研究や行政、政治などに携わるものだけで「先住民族とは何か?」、「だれが先住民族なのか?」という議論を行うこと自体が先住民族の権利の侵害になりかねないということである。

とはいえ、有識者懇談会でも国連宣言や国会決議を受けて、アイヌ民族が先住民族であるということを前提とした提言を出す必要があったことから、その根拠を示している。その報告書では「先住民族」の定義について、以下のように述べる。

先住民族の定義については国際的に様々な議論があり、定義そのものも先住民族自身が定めるべきであるという議論もあるが、国としての政策展開との関係において必要な限りで定義を試みると、先住

民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族である、ということができる。(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 23)

実は上で引用したアイヌが先住民族であるという説明はこの後に続く一節である。

有識者懇談会も「定義そのものも先住民族自身が定めるべきであるという議論もある」と清水が指摘したことに言及してはいるが、「国としての政策展開との関係において必要な限りで定義を試みる」として次の4つの要件をあげている (a)、b) という符号は筆者が整理の便宜上付したものである)。

- a) 一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から居住していること
- b) 国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族であること
- c) その意に関わらず多数民族の支配を受けていること
- d) それでもなお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住しつづけていること

この定義には大仲が整理した3つの点と重なるところがある。例えば、a) と c) が大仲のいう①に相当し、b) と d) が②に相当する。③は清水のいう「『先住民』の定義や認定は個々の先住の民の自己決定権に属す」ということである。有識者懇談会の定義ではここに相当する要件はない。しかし、アイヌ民族が先住民族であるかどうかという点についてはその自己決定を前提にしているところから、そこについてはあえて言及していないということになるのだろう。有識者懇談会は、アイヌ民族自身が先住民族と自認し、そのように認識することを国に求め、そして上記の4点を満たしている(先の報告書の引用の下線部分が4つの要件に当たる)と判断して、「アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えることができる」と結論づけたと解釈することができるだろう。

この博物館も有識者懇談会以上には先住民族の一般的な定義に関する議論には踏み込まない方針をとって

いる²⁾。重要なのは、繰り返しになるが、アイヌ民族が自らを先住民族であると認定し、有識者懇談会がそれを前提にした上でアイヌ民族を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である」と規定している点である。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」との関係では、有識者懇談会の見解は先住権について何も語っていない、アイヌが本来持つはずの集団的な権限を認めていないという主張がある(榎森 2019: 19; 市川 2019: 42-46)。また、逆にアイヌ民族は先住民族ではない、あるいはそのような民族は存在しないなどと声高に叫ぶ人たちもいる。しかし、この博物館は有識者懇談会の報告書に基づき、アイヌ民族が「先住民族」であるという立場は崩しておらず、その意味で先住民族の文化をその活動の主要な対象とする博物館の1つであるということができる。

2.2. 博物館におけるアイヌ文化の表象・収集・展示

設立当初からアイヌ民族が先住民族であることを前提としてその文化を展示し、調査・研究し、教育し、資料を収集し、その文化を担う人材を育成しようとする博物館は日本ではこの博物館が初めてである。アイヌ文化を独自の民族文化として展示してきた博物館はいくつもあるが、設立当初から「先住民族」の文化であることを前面に出したものはなかった。それは、それらの博物館でアイヌ文化の展示が製作された当時はアイヌ民族が先住民族であることは、政府はおろか日本社会全体でもきちんと受け止められていなかったからである。海外に目を転じると、1980年代にはアイヌ民族が国連を舞台にした先住民族の権利を主張する活動に参加し始めていたことから、20世紀末にはアイヌ文化を先住民族の文化として展示しようとする動きはあった。例えば、スミソニアン協会の国立自然史博物館(アメリカ合衆国ワシントン D.C.)で1999年に行われた Ainu: Spirit of Northern People という特別展示はそのような展示の1つである。

アイヌ文化を博物館という装置を使って表象しようとする活動は、ヨーロッパで始まった。収集時期が最も古いと思われるアイヌ文化コレクションはロシアにある。

ロシアはシベリア進出の果てに、ユーラシア大陸の東端にあるチュコトカ半島やカムチャツカ半島にまで到達したが、17世紀末にカムチャツカ半島の南端でアイヌのコミュニティと出会い、18世紀初頭には、

そこから南西に延びる千島列島沿いに勢力拡大を図る。目的はより利益の大きい日本や中国との商取引だったが、その過程で千島列島に既に居住していたアイヌを支配下に入れようとした。その目的は千島列島の海域に多数生息していたラッコの毛皮の上納であり、さらにはラッコ猟で使役するためだった（ズナメンスキー 1979: 162-166）。

アイヌは暴力的に支配を始めようとするロシアに対して武力で抵抗することもあった（ズナメンスキー 1979: 167-169; 北海道廳 1936: 1295-1297）。しかし、次第に商業的な関係に移行し、ウルップ以北のアイヌはロシアの政治的、経済的、宗教的な影響を受け入れた（Stephan 1974: 50）。その過程でロシアの遠征隊はアイヌの衣服、道具類、宗教用具などを手に入れる。当時のロシアの首都サンクトペテルブルクにはすでに「クンストカーメラ」と呼ばれるピョートル1世が1714年に設立した博物館があり、千島列島で入手されたアイヌの資料もそこに納められるようになった。クンストカーメラ、すなわち現在のロシア科学アカデミーピョートル大帝記念人類学民族学博物館の記録によれば、最も古いアイヌ資料は千島列島で採集されたもので、1775年にヤクーツクの商人プロトジヤコノフがクンストカーメラに納めたものだという（Белков 2015: 131, 155, 158, 159; 佐々木 2020a: 42-45）。その後千島列島ではロシア海軍が活発に活動するようになり、千島のアイヌの資料がもたらされるようになった。

ロシアは1850年代に入ると今度は樺太（サハリン）への進出を始める。その過程でもアイヌと接触するようになり、樺太アイヌの資料が入手されるようになる。最も充実したコレクションは、ポーランドの民族学者プロニスワフ・ピウスツキ（B. P. Pilsudski）とロシアの民族学者ヴィクトル・ヴァシーリエフ（V. N. Vasil'ev）によるもので、前者は1903年から05年にかけて、後者は1912年にそれぞれ樺太と北海道で収集された。現在前者はクンストカーメラを中心にロシア国内の他の博物館とドイツやポーランドの博物館に収蔵されている。後者はやはりサンクトペテルブルクにあるロシア民族学博物館に収蔵されている（SPb-アイヌプロジェクト調査団 1998; 荻原真子・古原敏弘・ゴルバチョーヴァ 2007）。

このような経緯からロシアではアイヌ文化は帝国を構成する諸民族の文化の1つという位置づけの下に、収集、展示されてきた。現在のロシア連邦では

アイヌ民族の存在が正式には認められていないために、アイヌ文化は海外の諸民族を紹介するクンストカーメラで展示され、ロシア連邦内の諸民族を紹介するロシア民族学博物館では常設展示には展示されていない（短期的な特別展示などで展示されることはある）。

他方、他のヨーロッパ諸国では事情が異なる。そこではより学術的、哲学的な問題の中でアイヌの存在が議論され、関心が高まり、資料が収集され、コレクションが形成された。そのきっかけは16世紀半ばから日本を訪れたキリスト教宣教師たちの報告だったが、18世紀になるとたびたび日本近海に遠征隊が派遣され、アイヌを探し求めた。アイヌがヨーロッパ人と祖先を共有する人々と思われ、当時の人びとには忘れ去られていた理想の姿をそこに求めたからである（クライナー 2004: 96-101）。

ヨーロッパの初期のアイヌコレクションは19世紀初めに長崎に来航したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルト（Ph. F. B. von Siebold）がもたらした資料である。彼は最上徳内、間宮林蔵などの江戸幕府が「蝦夷地」（当時は北海道、樺太、千島列島からなる地域をさしていた）に派遣した探検家との交流でアイヌの資料を若干手に入れ、ヨーロッパに持ち帰った。その多くはライデンの国立民族学博物館に収蔵されている（小谷・荻原 2004: 339-340）。彼は幕末の1860年代にも再び日本を訪れ、やはりアイヌ資料を手に入れた。それはミュンヘンの五大陸博物館などに収蔵されている（小谷・荻原 2004: 321）。しかし、彼は北海道には足を踏み入れていない。北海道に実際に赴いてアイヌから直に資料を収集したのは彼の次男のハインリッヒ・フォン・シーボルト（H. von Siebold）だった。彼は1878年に北海道を旅行してアイヌの生活を記録するとともに資料収集も行った。その資料は現在ウィーンの世界文化博物館に収蔵されている（小谷・荻原 2004: 271-272; 山崎 2021: 140-150）。その前後からヨーロッパとアメリカから数多くの研究者や旅行家、ジャーナリスト、商人たちが北海道を訪れ、アイヌの資料を手に入れていった。明治政府が北海道の「開拓」のために雇ったいわゆる「お雇い外国人」もアイヌ資料の収集に一役買っている（クライナー 2004: 101-105）。特にアイヌ資料の収集に熱心だったのはドイツやオーストリアなどのドイツ語圏の国々で、現在ロシア以外のヨーロッパにあるアイヌ資料の半数以上がドイツ語圏に集まっているともいわれる。

また、ヨーロッパで盛んだった万国博覧会でも日本はアイヌ文化の紹介を求められた。アイヌのパビリオンは連日多くの観覧客で賑わったという。そしてその時展示された資料も後に博物館や大学が購入していった。しかし、この時代の資料収集とアイヌ文化の展示はアイヌの立場に立つものではなく（そのような発想はまだなかった）、その高い関心も「アイヌ白人説」（クライナー 2004: 99-101）、つまりアイヌはヨーロッパ人と祖先を共有するという誤った先入観と好奇心から来るものだった。

ヨーロッパ、アメリカからの来訪者による収集から若干遅れて、日本でもアイヌ資料の収集が始まった。最も初期の資料には 1873 年のウィーン万国博覧会に出品するために収集されたものがあり、現在は東京国立博物館に収蔵されている（東京国立博物館 1992: xiii）。また、明治政府が設立した北海道開拓使も資料収集を行っており、それらは東京国立博物館の他、市立函館博物館や北海道大学植物園の博物館などに収蔵されている（長谷部 2008: 201-202; 加藤 2008: 2-9）。政府主導の資料収集に若干遅れて、大学の研究者たちによる収集も始まり、彼らに続いてやがて古物商たちの活動も始まる。

国内外の博物館や研究機関、あるいは個人がコレクション形成のために活発にアイヌ資料を収集していた 19 世紀半ばから 20 世紀初頭までの時代は、ちょうど明治維新以降の日本の近代化政策、開拓政策によってアイヌが生活基盤を失って急速に困窮していく時代でもあった。したがって、この時代の資料収集は、当時のアイヌの生活状況と全く関係がなかったとはいえない。少しでも生活の足しにしようと不要になった生活用具を中心に、家財を売却した人もいただろう。大切な晴れ着や本来財産だったはずの漆器類や宝刀なども手放さざるをえなかった人もいたかもしれない。

ただ、他方で工芸品として価値を上げていくものもあった。精巧な彫刻を施したパスイ、マキリ、イタなどの木彫品や刺繍で飾られた衣装、タマサイのようなビーズ装飾品などである。研究者、工芸家あるいは好事家などのコレクターたちがこのような工芸品化したアイヌ資料を好んで購入した。それらは博物館にも収蔵されるようになり、日本のみならず海外の博物館でもアイヌ資料の重要な部分を構成するようになる。また、そのような工芸を通じて伝統的な技術が現在まで継承されてきたという側面もある。

海外の博物館によるアイヌ資料の収集熱は 20 世紀

初頭で一旦落ち着き、それ以降は日本国内の博物館や大学が熱心に集めるようになる。しかし、製作者や使用者、製作地や使用地、製作年や使用年、収集年、収集者、収集場所、製作方法や使用方法、素材など資料の基本的な情報をきちんと記録しながら収集するヨーロッパ、アメリカの収集家やそのようなデータを備えた資料を優先的に収蔵する博物館とは異なり、日本の収集家や博物館は古物商から購入することが多かったために、そのような基礎データが欠落した状態で収蔵せざるをえなかった。それが後に日本の博物館が所蔵するアイヌ資料の大きな欠陥となる。

ヨーロッパの博物館は王侯貴族たちが珍しいコレクションを見せ合う「驚異の部屋」（Wunderkammer, Cabinet of Wonders）から始まったことにも現れているように（山中 2019: 138）、アイヌ文化は当初「好奇の目」で見られることを前提に展示された。その理由は上述のように、「アイヌ白人説」すなわちアイヌがヨーロッパ人と祖先を共有するという思い込みにあった。しかし、20 世紀に入るとそれが学術的には間違っていたことが明らかにされ、また 1950 年代以降は文化相対主義的な考え方（後述、4.2. 参照）の普及に伴って他民族の文化を好奇の目で見ることに対する批判などもあり、ヨーロッパではアイヌ文化への関心を失い、収集活動も下火になり展示からも消えていった。アイヌ文化がヨーロッパやアメリカで再び脚光を浴びようになるのは、先住民族の権利回復運動が国連を舞台にして活発になっていく 1990 年代からである。

逆に日本では 20 世紀に入ってからアイヌ文化への関心がアイヌ側、研究者側双方から高まってくる。アイヌは開拓政策を含む日本の近代化政策によって失われていく民族の誇りと独自の言語や文化を取り戻そうとする動きを起こすようになる。大正年間（1912～26 年）に入ると知里幸恵の『アイヌ神謡集』（1922 年初版）に代表されるようにアイヌによる文学活動が始まり、また時を同じくして博物館活動も始まった。旭川市の「川村カ子トアイヌ記念館」は 1916 年創立であり、アイヌ資料を専門的に収集、展示する博物館としては日本で最古である（川村カ子トアイヌ記念館のホームページより）。

アイヌ自身が自分たちの文化を守るとともに、それを次世代に受け継ぎ、また広く紹介する目的で博物館を設立するという活動は、その後数は多くはないが着実に引き継がれていく。例えば、幕別町の「蝦夷文化

考古館」はチロット（白人）のリーダーだった吉田菊太郎が1940年以来収集してきた資料を収蔵、展示する博物館で、建物も彼が寄付を集めて建築したものである（幕別町のホームページより）。平取町二風谷の「萱野茂二風谷アイヌ資料館」は、初のアイヌ民族出身の国会議員（参議院）となった萱野茂がアイヌ資料の散逸を防ぐために収集してきた資料を展示する博物館として、1972年に「二風谷アイヌ文化資料館」という名称で創建したのが始まりである（萱野茂二風谷アイヌ資料館のホームページより）。白老で2018年3月まで民間の財団が運営してきた「アイヌ民族博物館」は1984年の設立だが、古くから観光を利用して自らの文化を紹介しつつその保全に努めてきた白老アイヌが自ら財団を組織して運営してきた博物館だった。

博物館という装置を使って自分たちの文化を保存し、表象し、さらに発展させていくという活動は、アイヌ自身が100年以上にわたって続けてきていたわけである。

一方研究者の側では、19世紀後半にハインリッヒ・フォン・シーボルトやエドワード・S・モース（E. S. Morse）などによって人類学や民族学、考古学が導入されて以来、日本の研究者にとってアイヌ民族、アイヌ文化は日本人の起源、日本列島の人類の起源の問題と結びつけられてきた。例えば日本の人類学の創始者の1人である坪井正五郎たちが提起した「コロボツクル論争」などはその典型的な例である。その中で、アイヌ文化の位置づけは日本列島の古層文化とされ、古代、先史時代の文化や社会を類推するための参照先のような扱いを受けた。また、それは文明化する以前の古い文化の残滓という意味づけもされたことから、明治維新後の近代化政策の中で、敗北し、消えてゆく文化、或いは旧来の陋習として克服すべきものとして扱われた（このことについてはシドル（2021: 99-149）に詳しい）。そのことが伝統的な文化や固有の言語が急速に失われていく原因の1つにもなる。

20世紀も後半に入ると、アイヌの生活も表面的には周囲の開拓移民と区別がつかなくなっていた。博物館に収蔵されているような道具を使う人はほぼいなくなり、それを使ったことを記憶する人も少なくなっていた。しかし、それでも多くの博物館は伝統文化を体現しているような古い資料の収集と展示にこだわり、研究者は近代化以前の状況を聞き取り調査から掘り起こすことに終始した³⁾。アイヌ文化に対する研究者の意識は20世紀後半になってもあまり変わっていなかつ

た。さすがに克服すべき文化という考え方はなくなったが、博物館の展示では相変わらず「伝統的」な姿で文化を表象し、近代化によって打撃を受け、消滅の危機に瀕しているからこそ、急いで調査し、資料を収集しなければならないという主張が幅をきかせていた。

博物館が古い資料にこだわったのはそれだけでなく、次第にそれらが希少価値を持ち始め、「歴史的遺産」あるいは「文化財」として認識され始めたからでもある。しかし20世紀の段階では、それがアイヌにとって、その時代をアイヌらしく生きるために必要な遺産や文化財だったということがどこまで理解されていたのかは疑問である。また、後に4.2.でも触れるが、「歴史的遺産」という認識そのものにも重大な問題があった。

研究者たちがアイヌ文化を日本の、あるいは日本列島の古層文化であると考えてきたことと、博物館が近代化される以前の文化を「歴史的遺産」や「文化財」として収集し、展示してきた関係で、アイヌ文化には長らく現代社会を生きる独自の民族の文化としての位置づけが与えられてこなかった。海外の博物館ではアイヌは日本民族とは異なる独自の民族であるという意識が強かったが、日本では地域の古い文化の1つという扱いが多かった。北海道では1971年創立の北海道開拓記念館（現在の北海道博物館の前身）をはじめとして市町村立の博物館でも、地元で収集された資料を中心にしてアイヌ文化が展示された。しかし、どの展示もアイヌ文化を地元の郷土文化の一部、しかも過去の文化として展示することが多かった。

日本で初めてアイヌを国内の独自の民族とみなし、その文化を世界の諸文化の中に位置づけて展示したのが大阪の国立民族学博物館（1974年創立、77年開館）である。この博物館のアイヌ文化展示は1978年に一度完成し、81年に拡張リニューアルされ、2016年に最新のリニューアルが行われた。

この博物館の展示の画期的な点は、中央・北アジア展示と日本展示の間に位置し、さらにそこから中国展示も望めるというアイヌの居住地の地理的な位置関係を再現していることと、この展示の製作に文化伝承者が企画段階から参加していることである。特に展示場の中に再現した伝統的な家屋は二風谷の人たちが建築したもので、毎年二風谷から代表団が来てここでカムイノミ（博物館に所蔵されている資料の安全をカムイに祈願する儀式）を行った。祭主は萱野茂が務めたが、彼は家屋完成以来28年にわたってカムイノミを実施し続けた（【写真1】）。つまり、このアイヌ文化の展



写真1 アイヌの伝統家屋の展示 写真提供：国立民族学博物館



写真2 国立民族学博物館の旧アイヌ文化展示
魚皮衣、鳥皮衣、草皮衣の3種類の伝統的な衣装とタマサイが出迎えていた
写真提供：国立民族学博物館



写真3 リニューアルされた国立民族学博物館のアイヌ文化展示
3点の現代アート作品が出迎える 写真提供：国立民族学博物館

示は研究者の考えと都合だけではなく、アイヌ自身の考えを導入して製作したものだった。その意味で、今でいう「ソースコミュニティ」(source community)⁴⁾との共同作業で製作した展示だった。この展示製作方式は2016年のリニューアルでもより拡大した形で(北海道各地のアイヌが参画した)継承された。

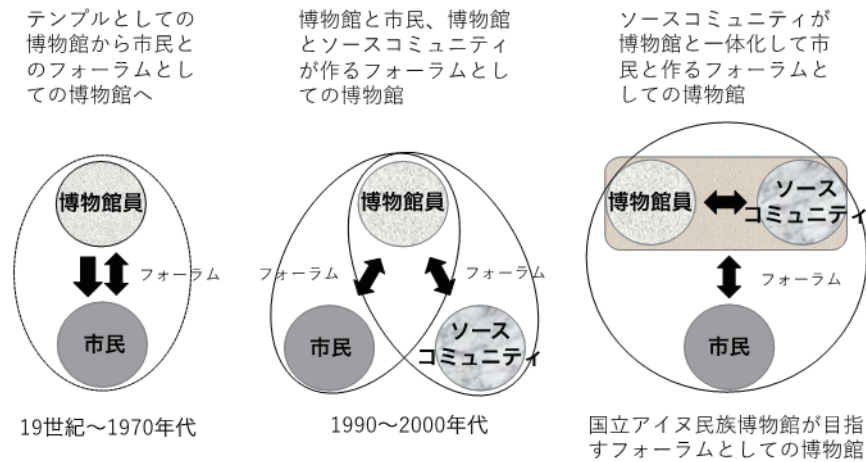
しかし、リニューアル以前の展示は基本的に20世紀初頭以前の状況を想定した「伝統文化」を復元するものであり、そこから現代を生きるアイヌの姿を直接知ることはできなかった。また、アイヌは日本国内の独自の民族であるということは前提としたが、「先住民族」であるという視点はまだなかった(【写真2】)。

そこを指摘するような批判を念頭において行ったのが2016年のリニューアルである。そこでは従来の「伝統的」なアイヌ文化とともに、歴史的な変遷、地域的な多様性、そして現代のアイヌ文化の姿も展示の対象とした。そのために、博物館に収蔵されていた明治時代以来収集されてきた資料とともに、現代の工芸作家たちに新しく作ってもらった作品も展示し、さらに「先住民族」としての地位を獲得するための活動などを紹介するパネルや資料も用意した(【写真3】)。

現代のアイヌ文化の状況を表現しようとする展示は、国立歴史民俗博物館や、開拓記念館から改組、改称された北海道博物館でも見られる。後者は国立民族学博物館よりも一足早い2015年に展示のリニューアルが行われたが、アイヌ文化展示には従来の「伝統文化」展示とともに、アイヌの歴史を北海道史の中に位置づけた展示と、「伝統文化」を担った人々と現代の人々とのつながりを理解してもらうような展示も用意されている。そして、このリニューアルされた展示にもアイヌ民族出身の研究者や博物館員が企画段階から参画している。

国立民族学博物館や国立歴史民俗博物館、北海道博物館の展示に表れているように、アイヌ文化の展示は21世紀に入って大きく変わりつつある。観覧者と同じ時代を生きている人々の文化を積極的に展示しようとすると同時に、従来は展示される対象、あるいは研究される対象でしかなかった人々を、展示や研究の場に企画段階から呼び込んでともに作り上げようとする。かつてニューヨークのブルックリン美術館の館長を務めたダンカン・キャメロン(D. Cameron)が1970年代に提唱した「フォーラムとしての博物館」(Museum as a forum)(Cameron 1972)がアイヌ文化の担い手たちとともに実現しつつあるといえるだろう。

図1 テンプルとしての博物館からフォーラムとしての博物館へ（佐々木（2020）を改編）



博物館のあり方も 21 世紀に入って大きく変わってきている。ICOM で現在議論されている新しい博物館の定義案では、「批判的対話」(critical dialog)、「包摂的」(inclusive)、「多様な声」(polyphonic)、「多様な記憶」(diverse memories)、「遺産に対する平等な権利と平等な利用」(equal rights and equal access to heritage)、「開かれた公明正大な存在」(participatory and transparency)、「多様な共同体と手を携えて」(in active partnership with and for diverse communities)、「人間の尊厳」(human dignity)、「社会正義」(social justice)、「世界全体の平等」(global equality)、「世界全体の幸福」(planetary wellbeing) といったことばが並ぶ（松田 2020）⁵⁾。この案は世界中のあらゆる種類の博物館（美術館、科学館等を含む）を対象にしているが、先住民族をはじめとする少数者（マイノリティ）の文化を対象とする、あるいは彼らが運営する博物館の存在も念頭においている。これらのキーワードはまさに新しい国立博物館の理念、哲学、使命の中に含まれるべきもので、2018 年に敦賀で行われた ICOM 京都大会のプレシンポジウムと 2019 年の ICOM 京都大会でその設立計画が目玉されたのは、この定義案を体現する最新の博物館となることが期待されていたからである。

2020 年に設立された最新の国立博物館に求められるのは、この定義案で示されている新しい博物館のあり方を体現することである。ただし、それは今まで先進的な博物館が試みてきた、文化の担い手たちあるいはソースコミュニティとともに展示や研究を行うところで留まるものではない。さらに一歩進めて、その

担い手たちとそこに出自を持つ研究者が他の民族や地域出身の研究者や学芸員を呼び込んで展示や研究や教育の企画を立て、実現していく博物館である。すなわち、先住民族が主体となり他の人々を巻き込んでフォーラムを主宰し、自分たちの文化を表象していく先住民族博物館である。アイヌ文化の表象も、民族共生象徴空間の理念である「民族共生」もアイヌ自身が主宰者となって進めていく議論の中で醸成されていくことが求められる（佐々木 2020b）（【図 1】）。

3. 国立アイヌ民族博物館設立の経緯

3.1. 国会決議から民族共生象徴空間構想へ

アイヌ文化にかかる展示や調査研究などの活動に特化した新しい国立博物館設立の背景には、上記のような博物館におけるアイヌ文化の表象をめぐる議論の変遷があった。次にその設立までの経緯について述べていこう。

この博物館を含む民族共生象徴空間の設立の法的根拠は 2019 年 5 月に施行された「アイヌ施策推進法」にある。この法律ができるまでには 1970 年代以来の北海道ウタリ協会（現在の公益社団法人北海道アイヌ協会の前身）を中心としたアイヌ民族関連新法制定のための運動やそれと連携した国際的な先住民族の権利回復運動、政府や地方公共団体のアイヌ民族関連の施策、さらには非政府組織の活動や研究者の地道な研究などの長い歴史がある。その中には 1990 年代に始まる 3 度にわたる「国連先住民年」の活動と、日本における「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関

する知識の普及及び啓発に関する法律」(1997年、以下「アイヌ文化振興法」という)の施行や公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の設立なども含まれる(この間の経緯については中村(2018)に詳しい)。

しかし、博物館設立の直接の原動力となったのは、2007年9月の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」と翌年08年に行われた衆参両院での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択である。国連宣言に対して日本はいくつか留保条件をつけながらも賛成票を投じ、その流れが翌年の国会での決議につながっていく。この決議では第1項で「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること」、第2項では「高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと」を求めている(衆議院ホームページ、参議院ホームページより)。この決議によって政府はその年の内にアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を組織し、翌2009年に内閣官房長官に提出された『報告書』で「民族共生の象徴となる空間」の構想が提唱され、その中に国立博物館の建設が盛り込まれた。

有識者懇談会の報告書は、まずアイヌ民族の歴史的な概観を説明する。すなわち、「1 今に至る歴史的経緯」で北海道の考古学的な研究成果の紹介から始まり、アイヌの祖先と考えられる人々の歴史文献への登場、北海道に進出してきた「和人」勢力との競合、17世紀以後の幕藩体制下のアイヌの政治的・経済的・社会的な変化、明治維新後の近代化する日本社会と国際情勢の中で受けた社会、文化への打撃と、その中で経験した苦難の歴史などを一通り述べる。その上で、「2 アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き」で21世紀初期の段階でのアイヌの社会経済状況と文化伝承状況などを総括し、アイヌをめぐる国内外の動向(国連宣言や国会決議)に触れて、アイヌを先住民族であると認めた上での政策を提言する(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 2-22)。

「3 今後のアイヌ政策のあり方」では、その基本政策のあり方として「(1) 今後のアイヌ政策の基本的考え方 ①先住民族という認識に基づく政策展開」で、アイヌが先住民族であるという認識に基づいた政策の展開の重要性を指摘し、次いで「②国連宣言の意義等」で国連宣言の意義を確認するとともに、日本の最高法規である憲法と政策との整合性を吟味する。そし

て「③政策展開に当たっての基本的な理念」で政策展開の基本的な理念と具体的な政策提言を述べる。ここで注目すべき点は憲法第14条の平等原則との整合性である。報告書では、「事柄の性質に即応した合理的な理由に基づくものであれば、国民の一部について、異なる取扱いをすることも、憲法上許されると一般に解されており、既述のようにアイヌの人々が先住民族であることから特別の政策を導き出すことが「事柄の性質に即応した合理的な理由」に当たることは多言を要しない」(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 26)として、憲法第14条には抵触しないという立場を取る。そしてその政策は、「アイヌの人々が先住民族であり、その文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 27)、「アイヌのアイデンティティの尊重」、「多様な文化と民族の共生の尊重」、「国が主体となった政策の全国の実施」の3つの基本理念(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 27-30)に基づいて展開されていくべきであると提言している。

このような理念の下で実施されるべき具体的な政策(「(2) 具体的な政策」)には、「①国民理解の促進」、「②広義の文化に係る政策」、「③推進体制の整備」の3点が揚げられている。①では教育(特に学校での教育)と啓発(社会における啓発活動)が指摘され、②では民族共生の象徴となる空間の整備、研究推進、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、土地・資源の利活用の促進、産業振興があげられ、③では「アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備」と「アイヌの人々の意見等を踏まえつつアイヌ政策を推進し、施策の実施状況等をモニタリングしていく協議の場等」の設置が提言されている(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 30-40)。この中でいわれている「民族共生の象徴となる空間」が、博物館を含む現在の「民族共生象徴空間」の設置に関して言及された部分である。報告書ではこの施設について次のように述べている。少し長いが引用しておこう。

アイヌという民族に関する歴史的背景、自然と共生してきた文化の重要性、国民の理解の促進の必要性等にかんがみれば、アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設を整備することや伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場を確保するとともに、併せて、アイヌの精神文化の尊重とい

う観点から、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの人骨等について、尊厳ある慰霊が可能となるような慰霊施設の設置等の配慮が求められる。これらの施設を山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備することが望まれる。

これらの施設及び空間は、本報告書のコンセプト全体を体現する扇の要となるものであり、我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つものである。(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 34、下線筆者)

この引用部分の内、「アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設」が博物館に、「伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場」が公園にあたり、「慰霊施設」はそのまま慰霊施設として、民族共生象徴空間の3つの中核施設となっている。すなわち、現在の民族共生象徴空間の基本的な姿はすでにこの報告書で明言されていた。そして、後の『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』（アイヌ政策関係省庁連絡会議、2012年7月31日）やその改訂版（アイヌ総合政策推進会議、2016年7月22日）などに見られた「アイヌ政策の「扇の要」や「先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴」（アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012: 2、アイヌ総合政策推進会議 2016: 3）という表現もこの報告書からの引用だった。ここから分かるように、民族共生象徴空間は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の『報告書』に忠実に作られていたわけである。

3.2. 有識者懇談会の報告書から博物館の基本構想、基本計画へ

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を受けて、政府は「アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 1）、2009年12月にアイヌ政策推進会議を発足させ、2010年3月にはその下に民族共生の象徴となる空間と北海道外アイヌの生活実態調査の2つの作業部会

を設置する。そのうち、前者が民族共生象徴空間の具体的な構想の検討と建設予定地の選定を行った。この作業部会は2011年6月に報告書（『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』）を提出し、このような空間を設置するにあたっての基本的な考え方と具体的な機能を整理し、その候補地として北海道白老郡白老町を選定した。

この報告書はこの空間の設置候補地を選定しただけでなく、それまでの報告書にはなかった、アイヌ文化に対する認識を示していた。それは「我が国の貴重な文化」という認識である。その部分を引用すると、同空間は「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として一中略一重要な意義を有する国家的プロジェクト」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 1）であるとある。さらに、「今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2）推進していくことが求められると、復興に対する国の責任を明記し、2009年の有識者懇談会の報告書に見られる表現を復唱している。

アイヌ文化が「我が国の貴重な文化」であり、それが存立の危機にあるのは近代化政策の結果であり、その復興に配慮すべき責任が国にあるというこの認識が、新しい国立博物館建設の直接の理由になると考えられるのだが、それについては後の4.2.で詳述する。

「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告書にはさらに、「アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に紹介し、理解の増進を図るとともに、各地域の博物館等のネットワークの拠点となる文化施設（博物館等）を整備する」（「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 5）ことが盛り込まれていた。またこの作業部会の報告書を受けて、政府は「アイヌ政策関係省庁連絡会議」を組織して、2012年7月に『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』をとりまとめた。そこでも、「アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして、長い歴史と自然の中で培われてきたアイヌの文化を多角的に伝承・共有できるよう、美しい景観や豊かな自然を背景に、博物館、伝統的家屋群、現代的工房などの施設を備え」（アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012: 4）、と博物館の建設を求め、民族共生象徴空間の機能として挙げられていた「展示・調査研究機能」を担うことを期待していた。

そのような博物館の設置を担ったのが文化庁である。文化庁は2012年3月に「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会（以下「博物館調査検討委員会」とする）を組織して、本格的に新しい国立博物館の設立準備を開始した。そこには社団法人北海道アイヌ協会（当時）、一般財団法人アイヌ民族博物館、北海道庁、白老町からの代表者のほか、大学の研究者、国立博物館の研究員、アイヌ民族研究の専門家などの関係者が集まっていた。当時大学共同利用機関の教員だった筆者もこの委員会に招集された。筆者がこの博物館の建設、ひいては民族共生象徴空間の設立にかかわるようになったのはこの時点である。

博物館調査検討委員会は2012年3月から翌2013年8月までの間に9回の会合を持ち、博物館の理念、目的、機能、組織、運営のあり方について議論し、それを『「民族共生の象徴となる空間」における博物館の基本構想』（以下『博物館基本構想』）としてまとめた。この『博物館基本構想』では、まず博物館設立の理念と目的を設定することに主眼が置かれた。その内容は後の5.1.で詳述する。

文化庁は博物館基本構想の取りまとめから間を置かずに博物館の基本計画の作成に取りかかる。2013年11月には博物館調査検討委員会の下に「展示・調査研究」、「施設整備」、「組織運営」の3つの専門部会を組織して、それぞれの専門ごとに計画案を検討した。博物館調査検討委員会は各専門部会の計画案を取りまとめて2015年3月に『「民族共生の象徴となる空間」における博物館基本計画報告書』を文化庁に提出し、文化庁はそれを元にして『国立のアイヌ文化博物館（仮称）基本計画』（2015年7月）（以下『博物館基本計画』）を作成して、公表した。

この『博物館基本計画』の段階で決定されたのは、a) 設置場所を民族共生象徴空間の中核区域内とし、具体的には北海道白老郡白老町若草町（ポロト湖畔周辺地域）とすること、b) 基本的な業務を、「展示」、「教育・普及」、「調査・研究」、「博物館人材育成」、「収集・保存・管理」の5つとすること、c) ネットワーク・広報といった機能を充実させること、d) 施設の延べ床面積8,600㎡とすること、e) 主要施設を「展示室」（総合展示室と特別展示室で構成）、「収蔵庫」、「調査・研究諸室」、「教育・普及諸室」、「管理事務室」、「その他（エントランスホール等）」とすることなどだった（文化庁2015: 2-7）（a）b）などの符号は筆者が整理の便

宜上付したもの）。しかし、正式な名称の決定は先送りされ、運営・組織のあり方も基本的な指針が示された程度で具体的な組織作り、運営方法は示されなかった。また、建物の延べ床面積が8,600㎡ときわめて小さなものとされたことで（これでは都道府県立の博物館よりも小さい）、展示や人材育成、調査研究などの博物館の諸活動に制約が課されることになった。

3.3. 基本計画から展示計画、建物・展示の設計、そして博物館開業へ

『博物館基本計画』をとりまとめた文化庁は、本格的に博物館建設に向けて動き出す。かつての直轄の国立博物館を独立行政法人という形で外に出していた文化庁は、新しい国立博物館設立の準備業務を外部の法人に委託する方針をとった。その委託先が国立博物館等を傘下に収める独立行政法人国立文化財機構と、民族共生象徴空間の運営を委託されることが予想されていた公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構だった。そして、実際に設立準備業務を実行する機関として文化財部伝統文化課（2019年からは企画調整課）の下に、同課所属の調査官をはじめ、文化庁、国立文化財機構、アイヌ文化振興・研究推進機構に所属する職員で構成される博物館設立準備室を設置することにした。事務所は、北海道大学の北キャンパス（札幌市の北18条通りよりも北側の敷地）にある総合研究棟3号館の1室（2017年からは2室を借用）に置かれ、2015年11月に本格的に業務が始まった。当時の正式名称は「国立のアイヌ文化博物館（仮称）設立準備室」である。発足当初の職員は文化庁の調査官1名、白老町職員で文化庁に研修生として出向していた職員が1名、アイヌ文化振興・研究推進機構から応援にきていた職員が1名の計3名だった。120㎡はある部屋の中ほどに机が島のようにまとめて置かれ、その上に電話機だけが並ぶ光景は、実に侘しかった。

準備室の陣容は、その後臨時職員（事務補佐員）が2名採用され、翌年2016年2月に東京国立博物館に採用された研究員が文化庁への出向という形で赴任し、同年4月に筆者が同様に東京国立博物館の職員となって出向という形で赴任して、2016年度には7人体制となった。国立文化財機構は東京国立博物館の研究員として採用した研究者を準備室に出向させるという形で準備業務にかかわったわけだが（他にも大型備品の購入なども受託していた）、やはり同機構の関与がなければ新しい博物館の設立などおぼつかなかったのも

事実である。

準備室の体制整備と平行して、文化庁は展示計画の策定に着手した。博物館調査検討委員会は2015年3月に報告書を取りまとめて解消したが、その後展示に関する検討を具体的に進めるために「国立のアイヌ文化博物館（仮称）展示検討委員会」を組織して展示の設備と内容構成の検討、さらに委員会の下に「展示ワーキング会議」を組織して、主に「基本展示」と呼ばれる常設の展示の具体的な計画を立てた。すでに『博物館基本計画』で、基本展示では「アイヌの歴史・文化の基本的な事象を伝える展示とし、「私たちの」という切り口でアイヌの人々の視点で語る構成とする」（文化庁2015: 3）という方針を打ち出していたので、それを忠実に実行するために、展示の細部を検討する展示ワーキング会議にはアイヌ民族出身の研究者、博物館員、文化伝承者の参加を仰いだ。基本展示の具体的な計画についてはこのアイヌ民族出身の委員が議論を主導することになっていた。

2015年7月に委員会が発足してから、翌16年5月までの間に、委員会を6回、ワーキング会議を8回行い、最終的に『国立アイヌ民族博物館展示計画』（2016年5月、文化庁、以下『博物館展示計画』とする）の形にまとめた。博物館の名称が『博物館基本計画』と異なっているのは、2016年5月のアイヌ政策推進会議において民族共生象徴空間の中核施設の名称が博物館は「国立アイヌ民族博物館」、公園は「国立民族共生公園」と正式に決定されからである（内閣官房アイヌ総合政策室ホームページ「アイヌ政策推進会議（第8回）議事概要」平成28年5月13日）。これ以降博物館の名称は「国立のアイヌ文化博物館（仮称）」を改め、正式に「国立アイヌ民族博物館」となり、あらゆる公式文書にその名称が使われることになった（ちなみに準備室も「国立アイヌ民族博物館設立準備室」が正式名称となった）（【写真4】）。

準備室と文化庁は『博物館展示計画』（文化庁2016）ができたことを受けて、展示の設計、建物の設計、そして博物館組織の充実に取り組むことになる。

展示設計と建物設計はそれぞれ専門の業者に発注することになることから、費用だけでなく設計デザインや受注体制などを重視したプロポーザルによる業者の選定を行った。展示設計は文化庁と博物館準備室で実施したが、建物の建築を国土交通省に委託した関係で、建物設計業者の選定には準備室は直接的にはかかわっていない。その結果、展示設計は株式会社丹青社、建



写真4 北海道大学北キャンパス総合研究棟3号館にあった博物館設立準備室の入り口（2016年5月） 筆者撮影

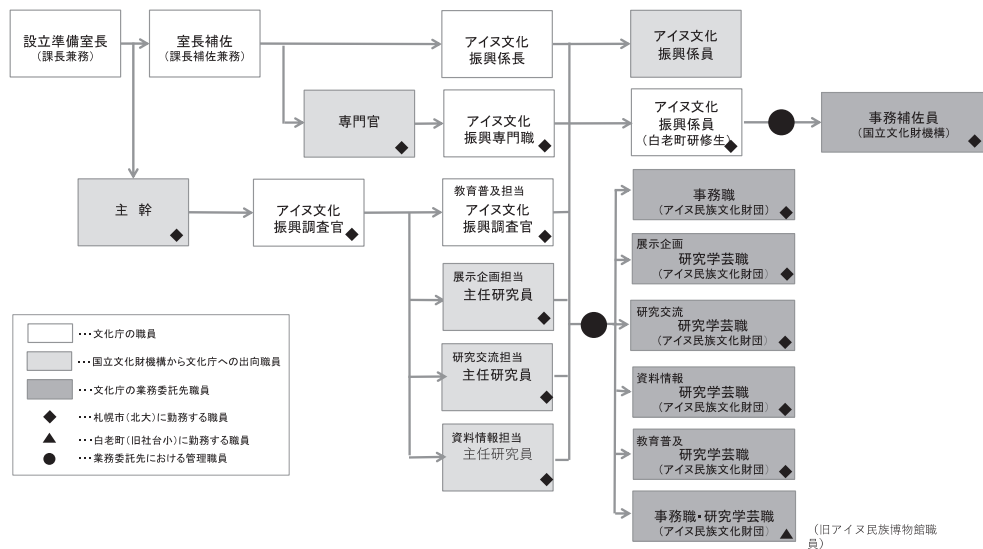


写真5 国立アイヌ民族博物館設立準備室の事務所の内部（2019年10月） 写真提供：国立アイヌ民族博物館

物設計は株式会社久米設計が担当することが決まった。それにより展示と建物の設計書作成が始まり、両者とも2017年3月に基本設計、同年9月に実施設計が完成した。実施設計完成後は、実際に工事を行う業者の選定に入り、こちらもプロポーザルの結果、展示工事は株式会社日展が、建築工事は竹中・田中特定企業体が受注することが決まった。

建物の建設は2018年2月から本格的に始まったが、その前の1月20日に、アイヌ民族博物館が次世代への儀礼の伝承をかねて、家屋を建てる前の予定地で地鎮祭（チセコテノミ）を実施し、その中で場所を清める儀式（フッサカラ）とカムイへの祈りの儀式（カム

図2 国立アイヌ民族博物館設立準備室組織図 2018～2019年度



イノミ)を行った。展示の製作では2018年度に入って準備室と設計を担当した丹青社、そして工事を受注した日展の三者の協議が始まり、ほぼ2年かけて1250㎡の基本展示室と、1000㎡ある特別展示室の展示を作り上げていった。

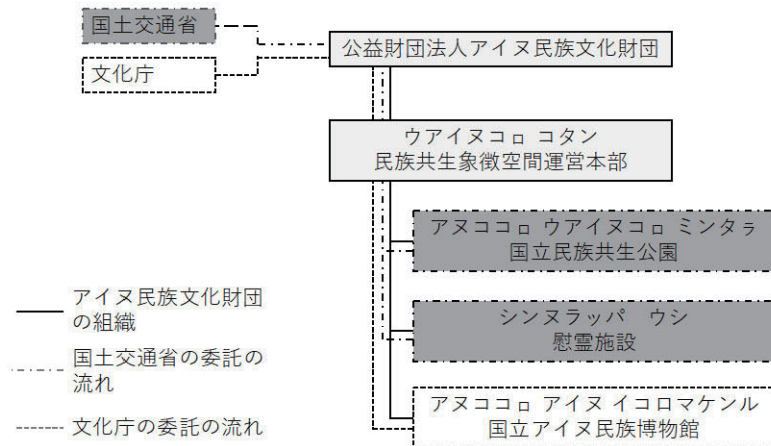
展示と建物の設計を進めている間に、準備室は将来の博物館の組織の完成形を念頭に置いた組織の整備と人員の拡充を進めた。まず、2016年度末に国立文化財機構採用の研究員1名が加わり、2017年度に入ると文化庁から専門官と専門職が派遣されて準備室の事務体制の強化が図られた。さらに文化庁は将来の博物館の運営委託を見越して、アイヌ文化振興・研究推進機構に準備業務に従事する研究職員と事務職員の採用を委託した。財団の研究職員、事務職員の採用は2017年の10月に始まり、その後も断続的に行われた。また、文化庁の調査官と国立文化財機構採用の研究員の増員もあり、札幌の北大北キャンパスの研究棟にあった事務所では最大25人の職員が働いていた(2019年10月の時点(【写真5】))。また、2018年4月にはその前月に閉鎖した旧アイヌ民族博物館の職員12人が加わった(1人は北大の事務所に勤務)。彼らは準備室の仮収蔵庫が設置された白老町の旧社台小学校の校舎で勤務した。2015年秋に3人で始まった準備室は2019年には36人(準備室が白老に移転するときに1人増えたので最大37人)に膨れ上がっていた。

準備室では人員の拡充とともに、博物館の組織の整備にも取り組んだ。後の5.2.でも触れるが、博物館

調査検討委員会は当初、「学芸・研究系部門」、「企画・情報・連携系部門」、「管理・総務系部門」の3部門からなり、展示、教育・普及などの5つの業務を学芸・研究部門に、ネットワーク構築や広報、評価といった業務を企画・情報・連携系部門に割り当てるような組織を提案していた(5.2.の【図4】参照)(博物館調査検討委員会2015:74)。しかし、ネットワークや広報などは民族共生象徴空間全体で取り組むべき業務であり、そのような部分を縮小することで「企画・情報・連携系部門」はなくなり、「学芸・研究系部門」に当たる部署を「研究学芸部」としてその中に「展示企画室」、「研究交流室」、「資料情報室」、「教育普及室」の4室を設け、「管理・総務系部門」に事業課の1課を設けることとした。

準備室では職員の所属が文化庁、国立文化財機構、アイヌ文化振興・研究推進機構の3つの組織に分かれていたため、指揮命令系統が複雑だった。財団が採用した職員が将来の課と室になる部署にそれぞれ所属し、文化庁の調査官の1人と国立文化財機構所属の研究員3人が4つの室の責任者に、専門官が事務の統括となって各業務に当たることになった。準備室の全体の統括は、もう1人の文化庁調査官と国立文化財機構から準備室主幹として出向していた筆者が担った。しかし、現場での指揮命令系統と所属組織ごとの人事的な指揮命令系統が異なるために、時に意思伝達が乱れることがあり、準備室は統括するのが難しい機関だった。(【図2】)

図3 民族共生象徴空間の組織



博物館の建物と展示の設計、準備室の職員の充実が図られている間に、博物館を含む民族共生象徴空間の運営形態がアイヌ政策推進会議の下に設けられていた「政策推進作業部会」で議論されていた。その結果、基本方針として国が1つの財団法人を指定して一括して運営を委託するという形にすること、国立アイヌ民族博物館は文化庁直属の博物館として文化庁がその財団に運営を委託し、公園、慰霊施設をはじめとする他の中核施設の運営は国土交通省が委託するということが決められていった。そのことは2019年5月施行の「アイヌ施策推進法」で正式に規定され、委託する法人には、2018年4月に公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と一般財団法人アイヌ民族博物館（白老の「アイヌ民族博物館」の運営母体）が合併してできた公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定された（【図3】）。この時点で新しい国立博物館が国立文化財機構に所属する可能性はなくなった。ここに、独立行政法人などに属さず、文化庁直轄ながら運営を財団法人に委託するという新しい形の「国立博物館」が誕生することになった⁶⁾。

民族共生象徴空間の設置予定地にあったアイヌ民族博物館では、合併による独自の財団の解消により、その職員は新しい財団法人の職員となり、博物館準備室と国立民族共生公園に分属することになった。先にも触れように、常勤、非常勤を含めて12人の職員が準備室に配属された。アイヌ民族博物館は2018年3月末に閉館の儀礼を行って、1984年から続いた34年

の歴史（その前身の白老民俗資料館時代から数えると50年以上の歴史）に幕を下ろした。その展示資料や収蔵資料は、準備室が旧社台小学校の校舎の一画に設置した仮収蔵庫で、文化庁が新たに購入した資料とともに管理することになった（それらの資料は新しい国立博物館の展示に活用されている）。旧社台小学校の校舎は、一部は文化庁が借用して仮収蔵庫や準備室の職員の執務室として使われた他、国土交通省も一部を借用して、国立民族共生公園の事務所や舞踊チームや工芸チームのトレーニング場として利用された。

2018年春に工事が始まった博物館の建物は2019年9月末に完成して文化庁に引き渡され、11月には準備室が札幌から白老に移転した。基本展示は2020年2月末に完成、それと平行して制作していた特別展示（開館記念特別展『サスイシリ 私たちが受け継ぐ文化～アイヌ文化を未来へつなぐ』）も3月末までには完成して、4月24日の開業を待つばかりとなった。文化庁は2020年3月末をもって準備室を解消し、4月1日に同財団に運営を委託した国立アイヌ民族博物館を正式に立ち上げた（筆者を含む国立文化財機構所属の職員もこの時点でアイヌ民族文化財団の職員に移行）。また、実際に開業した後の博物館の機能を強化するために、有期雇用の研究職員や教育職員、事務職員も採用した。しかし、開館は新型コロナウイルス感染症の拡大により4月24日から大幅に遅れ、7月12日となった。

4. 国立博物館設立の背景となる認識の転換

4.1. 振興対象となるアイヌ文化について

アイヌ文化を主要なテーマにする国立博物館の設立の背景には、2009年の有識者懇談会の報告書以来示されてきた国あるいは政府のアイヌ文化に対する認識がある。それは『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』（2011年）や『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』（2012年）、その改訂版（2016年）などにも見られる。

政府が念頭におく振興対象とするアイヌ文化の範囲、そして政府のアイヌ文化に対する認識は有識者懇談会の報告書以降、顕著な変化が見られた。それはまず、1997年施行の「アイヌ文化振興法」と2019年施行の「アイヌ施策推進法」との間のわずかな違いとして見て取ることができる。

「アイヌ文化振興法」では振興すべきアイヌ文化を、「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産」（同法第二条）と主に固有言語と芸術、芸能に限定した定義をしていた。それに対して「アイヌ施策推進法」では、「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう」（同法第二条第一項）として、「生活様式」をその中に加えた。条文としてはほんの小さな変化に過ぎない。しかし、実はその奥に、ここからは見えない文化に関する定義と認識の大きな変化が起きていた。

法律の条文に表された文化の定義の基礎には、それぞれその前に提言された有識者懇談会の報告がある。アイヌ文化振興法の場合にはその前年に出されたウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の『報告書』（1996年）があり、アイヌ施策振興法の場合には施行の10年前に出されたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の『報告書』（2009年）がある。両者のアイヌ文化の定義とアイヌ文化に対する認識を比較するとその差は意外と大きい。

まず、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書では、アイヌ文化の特色を「自然とのかかわりが深い文化」とであると規定して、特に近世のアイヌ文化の特色として、「狩猟・採集・漁撈という伝統的生業、川筋等を生活領域とする地縁集団の形成、イオマンテに象徴される儀礼等の特徴、アイヌ紋様に示される独

自の芸術性、ユーカラをはじめとする口承伝承の数々、アイヌ語の存在」（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 3）といった6項目を挙げている。「近世のアイヌ文化」とは恐らく江戸時代のアイヌ文化をさし、明記はしていないが、それが近代以降の同化政策の影響を受ける前の「伝統的」なアイヌ文化を想定していると考えられる。そして、振興の対象となるものとして、第1にアイヌ語、第2に民族のアイデンティティにかかわる文化をあげている。第2の範疇で指摘されているのは、民芸品制作に必要な伝統技能と古式舞踊や音楽、口承文芸である（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 9-10）。また、そのような特色を持つアイヌ文化を総合的に伝承するために「伝統的生活空間の再生」（いわゆる「イオル再生事業」）のための公園整備を行うべきだと主張している（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 10-11）。

このウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書から13年経た2009年に発表されたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書では、振興すべきアイヌ文化の定義を広げようとした。すなわち、アイヌ文化振興法に基づく施策では、「言語、音楽、舞踊、工芸等を主な対象としており、例えば、アイヌの人々の伝統的民族衣装であるアットゥシの製作に必要なオヒョウニレの樹皮等の自然素材の採取が十分にできないなどの事例が生じ」るなど、「文化の継承や発展にとって十分機能していない側面があるのではないか」（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 20-21）との批判が見られた。そのために、2009年の有識者懇談会の報告書では、「近代化政策の結果として打撃を被った先住民族としてのアイヌの人々の文化の復興の対象は、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式の総体と考えるべきである」（アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 33）として、それら全体を「広義の文化」と呼んだ。この広義の文化を振興の対象とすれば、アットゥシ製作のためのオヒョウ樹皮の採取といった活動も含まれていくことになる。「アイヌ施策推進法」では「生活様式」の一言を加えるという形でしか表現されていないが、実は「言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態等をも含む民族固有の生活様式の総体」を文化と捉えるという有識者懇談会の新しい定義がその背景にある。

「広義の文化」という考え方は「広義のアイヌ文化復興」という形で『「民族共生の象徴となる空間」作業

部会報告書』(2011年)や『博物館基本構想』(2013年)でも使用される。特に前者では「広義のアイヌ文化復興」の拠点となることが民族共生象徴空間の役割の1つとしてあげられており、その内容は、「土地資源の利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興の観点から、特に、広大な自然空間等のフィールドを必要とする文化実践・伝承活動等を支える機能、伝統的工芸技術やアイヌ語の伝承者等の人材育成に関する機能、伝統を基礎とした新しい文化を創造していくための機能等を担う」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 4)となっている。この考え方が「アイヌ施策振興法」で規定される地域振興や産業振興にもつながる。しかし、「広大な自然空間等のフィールドを必要とする文化実践・伝承活動等を支える機能」というのは、民族共生象徴空間(ウポポイ)の敷地だけでは果たすには不十分かもしれない。伝統的な衣類の素材であるオヒョウやシナノキの繊維を採取するための森の育成や確保などは、資源の持続的利用を考慮すれば、現在の10haの敷地の中だけでは無理である。2016年の『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(改訂版)にあるように、空間の周囲に設定を予定していた「関連区域」⁷⁾の有効な活用が不可欠である(アイヌ総合政策推進会議 2016: 17-19)。

振興対象とする文化の内容について比較すると、1996年の報告書ではアイヌ語と伝統技能と古式舞踊や音楽、口承文芸があげられていて、どちらかといえば「伝統的」なものに偏っていて本質主義的である。それに対して2009年の報告書以降では、「土地資源の利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興」や「伝統を基礎とした新しい文化を創造していく」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 4)といった表現に見られるように、より現実的、現代的で、生活に密着するような内容も視野に入れている。博物館の基本展示で、いわゆる「伝統的」な文化を体現する古い資料や工芸作品とならんで、現代の活動や暮らしを表す新しく製作した資料や現代の工芸作品、あるいは現代の仕事や職業を紹介するコーナー(「私たちの暮らし」や「私たちのしごと」、あるいは「プラザ展示」の中の工芸展示)を設けたのも、「振興」の対象とするアイヌ文化を広く捉えるこのような考え方の変化を反映している。

有識者懇談会の報告書や法律(アイヌ文化振興法やアイヌ施策推進法)では、アイヌ文化の定義を非常に堅苦しく表現しているが、この博物館で展示している

アイヌ文化はもっと平易に、「アイヌが現代にいたるまでの各時代を通じてアイヌらしく生きるために必要なものであり、またそのように生きた結果である」といいかえることができるかもしれない。

4.2. アイヌ文化に対する認識について

3.2. でも指摘したように、「民族共生の象徴となる空間」作業部会はその『報告書』において、同空間が「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 1)として重要な意義を有すると述べ、アイヌ文化について「我が国の貴重な文化」という認識を示した。さらに「今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2)推進していくことが求められると、復興に対する国の責任を明記した。後者のいい方は2009年の有識者懇談会の報告書で既に3回用いられていたが(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 24, 27, 28)、「我が国の貴重な文化」という認識はこの作業部会の報告書が初出である。筆者がこの表現に注目するのは、これが国のアイヌ文化に対する「認識の転換」を意味するからである。その意味について若干考えてみよう。

日本という国家は平安時代後半(11世紀ぐらい)以来、現在の津軽、下北両半島から北海道、樺太、千島を含むいわゆる「蝦夷地」(この場合「蝦夷」はエゾと読む)を一貫して「穢れの地」すなわち「鬼」のようなものたちが棲む文明、文化の届かない地域と認識してきた。例えば蝦夷地の住民を「渡党」(「日ノ本」)、「唐子」と分類したことで有名な『諏訪大明神絵詞』(国文学研究資料館のシステムで公開されている西尾市立図書館所蔵の岩瀬文庫の「権祝本」を参照した)では、日ノ本と唐子について「形體夜叉ノ如ク変化無窮ナリ人倫禽獸魚肉ヲ食トシテ五穀農耕ヲ知ス九譯ヲ重ストモ語話通シ難シ」といった表現を用いて、彼らが朝廷や鎌倉幕府、室町幕府の統治下にある人々が抱く常識的な人間像といかに異なり、いかにその文化が通用しない人々たちであるのかを強調している。ここで用いられていることばはいずれも中国の古典で使用される「外夷」に対する常套的な表現である。

そのような認識を反映して、平安末期から鎌倉、室町時代にかけて、蝦夷地は戦いに敗れた武士の流刑先、

あるいは罪人の流刑地として使われた。それは「穢れた」者を日常世界から切り離すという意味も持っていた。

この認識は中世から近世にかけて知識人たちの間に受け継がれ、当時の知識人たちの「蝦夷」あるいは「蝦夷人」に対する認識の基盤となった。江戸時代に松前家を中心となって編纂した歴史記録（『新羅之記録』、『福山秘府』など）や、知識人たちの著書（新井白石『蝦夷誌』、坂倉源次郎『北海随筆』、林子平『三国通覧図説』など）、幕府の調査官たちの報告（秦檜丸（村上島之丞）『蝦夷島奇観』、間宮林蔵・村上貞助『蝦夷生計図説』など）、さらには18世紀中期以降盛んに製作され、後世「アイヌ絵」と呼ばれるようになる蝦夷の姿を描いた絵画類などはすべてこのような認識を反映している。特に絵画にはそれが端的に表れていて、髪型は断髪、男性は全身毛に覆われ、特に髭が濃く、足下は裸足、爪が伸び、常に腰をかがめた姿勢で、着物を左衽に着るような姿で描かれる。それは現実の姿というよりもいわば蝦夷を表す様式であり、記号の集積体である。しかも、そこに含意されるのは非文化性であり、文化を持つ者（武士または商家の支配人）に対する従属性である。

そのような認識は明治時代以降も引き継がれた。当時新たに西欧から導入された人類学、民族学、考古学などの研究分野が江戸時代の「蝦夷」の子孫であるアイヌの社会や文化に「未開」、「遅れた」などの修飾語を冠し、それに「科学」、「学術」という名の権威を与えた。日本が導入した19世紀後半当時の人類学の主要な潮流は進化主義であり、世界中の民族や文化を、ヨーロッパ文明を頂点とするピラミッド状の階層の中に位置づけるというものだった。アイヌは未開の狩猟採集社会に位置づけられ、日本列島に最初に住み着いた人類かどうかという議論がなされた。しかも、2.2. で指摘したように、その文化と言語は近代国家の中で滅びゆくもの、または近代化政策によって積極的に克服していくべきものとする理解を促し、明治政府が実施した開拓政策や同化政策に正当性を与えた。それはアイヌ自身に強い影響を与え、文化や言語の継承に消極的になったり、あるいは積極的に破棄しようとしたりすることにすらつながった。したがって、アイヌ文化を「存続の危機」にあるような状況に追い込んだ大本はこのような認識や理解であるといっても過言ではない。

それに対して、「民族共生の象徴となる空間」作業

部会の報告書は、アイヌ民族の文化を「我が国の貴重な文化」であり、国家が世代を超えて守り、振興していくべき文化であるとの認識を示し、それが「近代化政策の結果として存続の危機」に陥ったのだから、その「復興に配慮すべき強い責任が国にある」と明言したのである。これは「穢れの地」、あるいは「未開の文化」、「滅びゆくもの」、「克服すべきもの」という認識からの180度の転換である。そして、その危機を近代化政策の結果と捉え、国の責任を明記している点でこの報告書は画期的ではあった。

2010年代に入ってこのような大きな認識転換が政府の文書にも示されるようになった背景には、1970年代から顕著になるアイヌ民族自身の権利回復運動とそれを包含した世界的な先住民族の権利回復の動きがある。その1つの成果が、清水昭俊が詳しく分析した1993年の「先住民作業部会」(Working Group on Indigenous Populations)による「先住民族の権利に関する国際連合宣言の作業部会案」(「1993年草案」)であり、それをさらに14年の歳月をかけて討議して決議としてまとめたものが、2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」である。そして同じ1993年は国際先住民年に指定され、1995年から2004年の「世界の先住民の国際10年」、そして2005年から2014年までの「第二次世界の先住民の国際10年」と、1990年代から2000年代にかけて国連を舞台にした先住民族の権利回復運動が活発になる。そこにはいずれもアイヌ民族の代表者が参画していた。このような世界的な先住民族運動興隆の背景にはその歴史と現状について膨大な資料と情報を積み上げてきた文化人類学者たちの研究がある。

文化人類学では進化主義的な潮流は20世紀になる頃には下火になり、文化相対主義のような、民族やその文化には独自の価値観や価値体系があり、そこに上下関係や先進／後進という関係はないとする考え方が普及していく(2.2. 参照)。1950年代以降になると、アジア、アフリカ諸国の独立に伴い、それまで研究対象とされてきた旧植民地出身の研究者、知識人たちが、欧米の文化人類学に対して「植民地主義」や「帝国主義」の荷担者として批判を浴びせるようになり、この学術分野の自己反省が始まる(詳しくは、佐々木(2008)参照)。さらに1980年代には歴史学や哲学などの分野から、フィールドワークを行って民族誌を書くという行為が「書くもの」と「書かれるもの」の間に支配／被支配関係を生じさせており、それ自体が「植民地

主義」的ではないのか、また、そのようにして生成された民族や地域の文化に対するイメージが世界中に拡散されるとともに、「書かれるもの」自身に影響を及ぼしているのではないか、という批判を受けるようになる。これは「ポストモダニズム批判」、「オリエンタリズム批判」などと呼ばれ、1980年代から90年代にかけて文化人類学の基盤を揺るがす事態となった⁸⁾。

この批判以降、文化人類学では従来調査研究対象としてきた社会や文化を担う人々に調査や研究の主体として（調査研究する側）として参加してもらい、そのような人々にこの分野の目的、方法を学んで、習得してもらうとともに、自分たちの社会や文化を自分たち自身で見直してもらうことに腐心するようになる。つまり、調査する側、される側という二項対立を解消し、ともに解明したい目的に向かって各自が身につけた方法論で研究するという態度である。それは2.2でも述べた博物館における先住民族文化の表象方法（「フォーラムとしての博物館」）と発想が類似する（佐々木2011）。

しかし20世紀の100年の間、日本国内におけるアイヌ民族やアイヌ文化に対する認識はなかなか改まらなかった。1920年代にはアイヌ研究はすでに「落ち穂拾い」状態といわれ、1990年代になっても、すぐにでも記録しておかないと消えていってしまう文化であるという認識が続いた。さすがに「未開」という修飾語は使われなくなったが、「滅びゆくもの」という認識からは一歩も出ていなかった。20世紀の日本の学術研究ではアイヌ民族、アイヌ文化はあくまでも研究対象であり、客体であり、研究者の視線は常に上から注がれていた。また多くの研究者が近代化政策の影響を受ける以前のいわゆる「伝統的な文化」のみを「正統な文化」、「真正な文化」として、研究対象を狭く限定していた。実はアイヌ民族の間では伝統から時代に適合したものを生み出し、文化を新しく生成していく活動は一貫して続けられていた。先に触れた文学活動や博物館活動もその中に含めることができる。しかし、研究者はそのような活動や、そこから生まれた新しい文化に見向きもせず、自分たちが創り上げた文化像に固執した。それは世間一般のみならず、アイヌ民族自身にも影響し、その後の調査研究によって再生産されるようになる。まさに上記のポストモダニズム批判やオリエンタリズム批判の対象となるような状況だった。

1970年代から先鋭化したアイヌの民族復権運動、そして国際的な先住民族運動への参加という状況の中で、筆者も含む日本の文化人類学者はアイヌの社会、文化に関する研究から距離を置くようになる。それはこのような認識が維持されていたことと関係がある。すなわち、このような認識では現実に行進している出来事に対応できないだけでなく、自分たちを研究対象としてしか見ない研究者に対するアイヌ民族側からの反発が強くなるだけだからである。ポストモダニズム批判を受け、そのような認識から脱却した後の文化人類学が再びアイヌ民族の問題に向き合うようになるのは1990年代の後半以降である。

1997年のアイヌ文化振興法も90年代の世界的な潮流と無関係ではなく、1993年の「国際先住民年」などの国連の動きからの影響を受けていることは明らかである。この法律の制定の元になった1996年のウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書は当時の日本民族学会（現在の日本文化人類学会の前身）から一定の評価を受けた（日本文化人類学会ホームページに見られる当時の山下会長の談話より）。しかし、そのアイヌ文化に対する認識は、2020年代の視点で見直すと、まだ当時の世界的な潮流に追いついていなかったように見える。

この報告書に対する北海道ウタリ協会（現在の公益社団法人北海道アイヌ協会の前の呼称）の評価は、竹内渉が「当協会が求めてきた要望に応えるものではなかったが、新しい立法措置の必要性を求めていることは高く評価できる」ので、この報告書の受け入れを決定した（竹内2020: 133）と記すように、評価できる点とできない点に分かれるというものだった。ことに文化復興は権利回復の一部であったはずなのに、そこだけに焦点を当てた法律（「アイヌ文化振興法」）を生み出す結果になったところに大きな不満があった。

しかしその文化復興の面でも、文化の捉え方には研究者側から見ても問題があった。

すなわち、この報告書ではアイヌ文化とは「歴史的遺産として貴重であるにとどまらず、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊かさの証となるもの」であり、「自然とのかかわりの中で育まれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有すべき財産である」（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会1996: 3）と認識されていた。また、「今日存立の危機にあるアイヌ語やアイヌ伝統文化」（ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会1996: 7）とい

う表現に見られるように、言語や文化が危機にあることは認めており、そのような状況になった原因については、江戸時代の場所請負制と近代以降の同化政策に求めている(ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 3-4)。

しかし、「歴史的遺産として貴重である」という認識はアイヌ文化を本質主義的に捉えすぎている。つまり、20世紀までの研究者たちが想定していた「伝統文化」のみが念頭に置かれている。しかも「歴史的遺産」ではアイヌ文化は過去に存在であり、既に滅んでしまっていて遺産として残っているにすぎないということにもなりかねない。さらにいえば、この認識では、近代化政策によって歴史の底に沈められた文化遺産を引き揚げて展示物にしようというまさに「サルベージ人類学」の仕事を国が「文化復興」の名の下に行おうとしているように見えてしまう。これでは1990年代当時でもアイヌ民族を含む先住民、先住民族たちが求めていたこととは相容れないだろう。例えば、この報告書とほぼ同時代の1993年に出されていた国連宣言の「1993年草案」では、その第Ⅱ部第7条に「先住民は民族絶滅と文化絶滅を被らされない集合的および個人的権利を持つ」(清水 2008: 326)と記されている⁹⁾。アイヌ文化を「歴史的遺産」とするのは、アイヌ民族に「文化絶滅」を一度受け入れさせることになってしまう。もちろん報告書やアイヌ文化振興法の意図は、アイヌ文化を失われたものとしてサルベージすることではなく、現在でも連綿と続く文化を活性化させようというところにある。しかし、この表現ではそのような誤解を招く。

「自然とのかかわりの中で育まれた豊かな知恵は、広く世界の人々が共有すべき財産である」というのも、自らの知識を広く共有すべきかどうかを決めるのは先住民族自身であるという文化に関する自決権の原則に立てば、それを考慮していないという批判を受けかねない。そして、アイヌ文化が存立の危機に立たされるようになった原因に関しても、江戸時代の場所請負制や近代の同化政策に帰しているだけで、だれがそのような政策を推し進めたのかについて書いておらず、その責任の所在を明示していない。

これらの諸点から、この報告書の認識は1990年代当時の世界的な先住民族文化に対する認識に追いついていなかったといえることができるだろう。

それに対して、2011年の「民族共生の象徴となる空間」作業部会の報告では、アイヌ文化を過去のも

の、あるいは遺産とは決めつけていない。「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機」にあるというというのは、今活動し続けているアイヌ文化が日本という国にとって貴重な文化なのであり、しかしそれにもかかわらず国の近代化政策によって存立の危機に立たされてしまっているという認識なのである。また、「存立の危機」にあるような状況についても、明治以降の日本政府の一貫した方針だった「近代化政策」にその原因を求めており、それだけに政府の責任をより明確に示して、「今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2)推進していくことが求められると述べる。

この違いには、有識者懇談会や作業部会の委員構成も関係しているだろう。例えば1996年の報告書を出したウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の7人の委員の構成は作家、大学教授、博物館長、道知事などであり、ここにはアイヌの代表者が見られない(ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 別紙2)。それに対して2009年の報告書を出したアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会には、8人の中の1人とはいえ、北海道アイヌ協会を代表する者が加わっている(アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 2009: 別紙2)。そして、2011年の報告書を出した「民族共生の象徴となる空間」作業部会の構成員では6人中3人が北海道アイヌ協会から選ばれたものだった(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 13)。

委員構成に対する配慮も実はアイヌ文化に対する「認識の転換」の一環である。そのようなことも含め、この転換は上記のような先住民族の権利に関する国際的な潮流と、それと相互に影響を授受してきた文化人類学をはじめとする関係学術分野の先住民族に対する認識や研究の方向性の変化が、ようやく政策決定にかかわるところにも影響を及ぼすようになったことの結果と考えられる。

先にも指摘したように、国がアイヌ文化の継承、発展、創造のために新たな国立博物館を建設することになった直接の理由は、この「認識の転換」にあった。

しかし、当の文化を担ってきた人々、伝承してきた人々にはそれがどのように映っていたのだろうか。認識の転換などと関係なく、国家や政府が文化に対する認識を表明し、それで政策を決定するということは、文化に関する先住民族の自決権を侵害し、先住民族を

自分たちの文化から疎外していくことに他ならないという意見もあるかもしれない。しかし他方で、国がそのような認識の下に政策を推し進めることによって文化振興が進み、先住民族が自分たちの文化に誇りを持つようになって、逆に文化的自決権を回復していけるのではないかという意見も考えられる。いずれにしても、新しい国立博物館の方向性としては、過去の政策のためにその存立の危機を招いてしまった文化の振興と新たな創造に向けて、国が責任を持って施設、資金、人材面で支援し、それを受けて先住民族が主体的に運営する博物館をめざすのがよいのではないかと筆者は考えている。

5 国立アイヌ民族博物館の理念、目的、組織、運営

5.1. 博物館の理念と目的

このような経緯の元に設立が準備された国立アイヌ民族博物館のあるべき姿とは何か、めざす姿はどのようなものなのだろうか。『博物館基本構想』、『博物館基本計画』、『展示基本計画』などに記された理念と目的からそれを検討していこう。

『博物館基本構想』では、まず博物館の理念として、

この博物館は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する（博物館調査検討委員会 2013: 3）

と述べ、さらに設置の目的として以下の4点を挙げる（博物館調査検討委員会 2013: 3-4）。

- 1 国内外の人々にアイヌの歴史、文化、精神世界等に関する正しい知識を提供し、それらに対する理解を促進させること（「教育・普及」）
- 2 アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館の専門家（キュレーター等）を育成すること（「人材育成」）
- 3 アイヌの歴史と文化に関する調査と研究を行うこと（「調査・研究」）
- 4 アイヌの歴史、文化等を展示する博物館等をつなぐ情報ネットワーク拠点となること（「博物館ネットワーク拠点」）

これらの理念と目的は、『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』（2012年版）で述べられていた博物館の方向性、すなわち、「アイヌの歴史、文化等に初めて触れる人々を含め、国内外の多様な人々に、先住民族としてのアイヌの歴史や文化を学び理解する機会を提供するため、アイヌの歴史、文化等を総合的、一体的に紹介する」、「象徴空間の展示・調査研究機能を活用して、アイヌ文化に関する十分な知見を有するキュレーターを育成する」、「アイヌの社会や文化の形成・発展過程、内容等を明らかにするため、博物館の収蔵品や象徴空間内外の自然空間を研究フィールドとした実践的な調査研究を行う」、「北海道内をはじめ各地域の博物館等のネットワークの拠点としての機能を果たす」（アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012: 4、順序は上記の4つの目的に合わせた）という記述を踏まえている（博物館調査検討委員会 2013: 3）

まず「理念」では、第一に「先住民族としてのアイヌの尊厳を尊重」とある。これには民族の尊厳と個人の尊厳の両者が含まれると考えられる。この「尊厳の尊重」とは民族共生象徴空間の「民族共生」の部分を実現するためにもっとも大切な部分である。それは、2020年7月に民族共生象徴空間が開業するに当たって考案されたアイヌ語の名称がその真意をよく表している。

民族共生象徴空間を表すためによく使われる「ウポポイ」（「大勢で歌うこと」という意味）はその愛称であって、正式のアイヌ語名ではない。2017年に文化庁が当時のアイヌ文化振興・研究推進機構に委託して設置したアイヌ語表示・展示解説検討委員会が、その下に設けたアイヌ語表現・新語検討ワーキング会議の提案に基づいて決定した正式のアイヌ語名は「ウアイヌコロ コタン」というものである。「ウアイヌコロ」とは辞書類によれば「ウ」=互いに、「アイヌコロ」=を尊敬する、という要素で構成されていることばで、「互いを尊敬する」（田村 1996: 802）という意味になる。「コタン」は集落、村という訳語が当てられることが多いが、大きさによらず人が集まって暮らすところをさす。すなわち、ウアイヌコロ コタンとは、直訳すれば「互いを尊敬し合って、集まる場所」という意味である。このアイヌ語は「民族共生」の理想をよく体现している。そして北海道での文脈でウアイヌコロといえば、まずアイヌとその他の人々が尊敬し合うということを意味する。

このアイヌ語名を提案したアイヌ語表現・新語検討ワーキング会議と、それを採択したアイヌ語表示・展示解説検討委員会は、アイヌ語の学習者、教育者、アイヌ語新聞の執筆者、アイヌ語ラジオ放送の主宰者、そしてアイヌ語を専門とする言語学者など、常にアイヌ語に接し、アイヌ語を使う人たちによって構成されている。したがって、このワーキング会議と検討委員会の委員たちは、文法から意味まで十分確認していた上で、このことばに決めたのである。博物館の理念にある「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し」というのは、この「ウアイヌコロ」の理想を追求するといいかえることもできるだろう。

第二に、国内外にアイヌの歴史と文化に対する正しい認識と理解を促進する。これは逆にみれば、『博物館基本構想』が発表された2010年代になっても、アイヌの歴史と文化が海外はおろか日本国内でも必ずしも正確に認識、理解されていなかったことを意味している。例えば、2021年3月に内閣府政府広報で公表された『「アイヌ政策に関する世論調査」の概要』では、『博物館基本構想』が発表された2013年の段階で、アイヌという民族がいるということは95.3%の人が「知っている」と答えている一方で（内閣府政府広報室2021: 2）、「アイヌの人々が先住民族であるということ」を知っていたのは68.3%、「アイヌが独自の伝統的文化を形成していること」を知っていたのは65.7%、「アイヌの人々が北海道や首都圏など全国各地でくらしていること」を知っていたのは48.0%、「中世・近世において和人と抗争した、近代の北海道開拓の過程で困窮化したなどの歴史があること」を知っていたのは38.1%だった（内閣府政府広報室2021: 6）。すなわち、当時の内閣府のアンケートに答えた1745人のうち、95%以上の人がアイヌという人々の存在は知っていたが、その中でもアイヌが先住民族であるということや独自の文化を持つということを知っていたのは3分の2程度であり、さらにその歴史をよく知る人は3分の1程度に留まっていた。このような状況を考えると、博物館がアイヌの歴史と文化に関する「正しい」認識と理解を促進するのは急務だった。このようなアイヌ民族、アイヌ文化に対する認識が民族共生象徴空間や博物館の建設、開業でどのように変化するのかについてはまた後ほど触れる。

そして第三の新しいアイヌ文化の創造及び発展に寄与していくというのは、「文化」というものは、新しい世代が前の世代が伝えてきた伝統を正確に受け継ぐ

と同時に、時代に適合した新しい工夫を重ねていくことによって発展、深化していくものであるという認識が前提となっている。現在目に見える形で表象されているアイヌ文化（主に刺繍や彫刻などの造形芸術と音楽、舞踊などのパフォーマンス芸術、それに儀礼や口承文芸等に現れる世界観など）のあり方に関する議論はつきないが、視点を時間軸に沿わせて動かすと、現在の姿が必ずしも過去の状況を忠実に再現したものではなく、また、過去に幾度も姿を変えていることがわかる。したがって、未来に向かっても「新しい何か」が付け加えられることで「伝統」が着実に受け継がれることがここから予想される。博物館はそのような動きにも貢献することが期待されている。ただし、それを具体的にどのように実現するのかは博物館の中だけでなく、民族共生象徴空間内外での議論が必要となるだろう。

次に「目的」では、最初に理念に合わせて「アイヌの歴史、文化、精神世界等に関する正しい知識を提供し、それらに対する理解を促進」することを第1の目的としている。この目的は展示と教育・普及の事業をしっかりと行うことで果たされる。いいかえれば、展示と教育・普及は博物館の「顔」ともいうべき事業と位置づけられたことになる。

第2にあげているのが人材育成である。ここでは博物館の「キュレーター」（日本ではあまりなじみのない職名だが、研究員と学芸員の機能を合わせ持つような職で、欧米の博物館ではキュレーターは非常に高い地位を持っている）を育成するとあるが、それは「アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ」ということで、優秀なアイヌの文化伝承者でかつ博物館の研究員、学芸員になることができるような人材を育成することを目標としている。アイヌ文化を伝承するためのトレーニングや資格（北海道アイヌ協会が認定する優秀工芸師の資格など）と博物館の研究員、学芸員となるためのトレーニングや資格（学校教育法で定められた修士・博士の学位や博物館法で定められた学芸員資格など）との間にまだまだ大きな溝が横たわっていることは事実で、そのために両者を兼ね備えたキュレーターの育成は非常に難しい状況にはある。

しかし、民族共生象徴空間には国立民族共生公園での芸能や木彫、刺繍、自然や暮らし、世界観の紹介といったパフォーマンス活動があり、そこでは文化伝承者が活躍し、そのための人材育成も行っている。博物

館の研究学芸職員が公園側で研修を受けて、アイヌ文化を学ぶことができるとともに、公園側で活躍する人が博物館の研修を受けて研究者や学芸員になるための資質を養うことは可能である。幸い、博物館の運営母体も公園の運営母体も同じアイヌ民族文化財団であり、博物館と公園の間での職員の交流はむしろ望まれるところである。将来、公園側で活動する文化伝承のすぐれた人材を博物館の研究学芸職に充てることや、博物館の職員が公園でパフォーマンスや伝承者の育成に従事することも視野に入れた人材育成活動を実施することが求められている。資格については優秀工芸師にせよ、学芸員資格や学位にせよ、それぞれ独自の制度での厳しい修養が必要なのでハードルが高いのは事実である。しかし、将来的には「アイヌの歴史・文化に関する十分な知識」を持ち、研究者として独り立ちしていると同時に、すぐれた「アイヌ文化の伝承者」でもあるキュレーターが博物館と公園で活躍するようになっていくのが理想的である。

第3に調査と研究を行うことがあげられている。調査・研究は本来博物館がその使命を全うする上で基礎となる業務である。展示、教育・普及、資料の収集・保存・管理、人材育成といった他のあらゆる業務は調査・研究の成果の上に載っているものであり、これが進展しなければ他の業務はコンテンツの更新ができずに止まってしまう。

博物館での調査・研究には、『博物館基本構想』と『博物館基本計画』にもあるとおり、「アイヌの歴史・文化基礎研究」と「博物館機能強化のための研究」の2種類がある。『博物館基本構想』では、前者は「博物館資料に関する調査研究をはじめ、アイヌの歴史と文化に関する学術的な研究で、それは展示やワークショップをはじめとする教育・普及、人材育成等の機能を基礎から支えることになる」ものとされ、後者は「保存科学やアイヌ民族資料修復技術の開発、資料をデータ化するための方法の開発及び博物館での教育方法の開発などの実践的、応用的な研究で、これは博物館そのものを支える重要な研究活動」になるものとされている（博物館調査検討委員会 2013: 4）。両者は車の両輪のようなものだが、前者は博物館の顔ともいべき研究で、アイヌの歴史と文化そのものを研究対象として真正面から取り組み、その成果を展示や教育・普及、そして学術活動（論文、共同研究、シンポジウムなど）を通して社会に公開する。後者は博物館を裏から支えるような研究だが、これも博物館という

巨大な装置を維持し、そこに収蔵された大量の資料や情報を整理して、それらをいつでもだれにでも使えるような状態に保っておくという必要不可欠な研究である。もちろん学術活動や教育・普及、さらには展示を通じた社会への成果公開も期待される。

展示による成果公開についていえば、基本展示や特別展示は基本的に「アイヌの歴史・文化基礎研究」の成果公開の場である。そこでは常に最新の研究の結果が展示物と展示方法を通じて公開されている。「博物館機能強化のための研究」については2020年12月1日から2021年5月23日までの長期間に及んだ第1回テーマ展示『収蔵資料展 イコロ ― 資料にみる素材と技 ―』にその成果の一端を見ることができる。そこでは、X線断層撮影装置やデジタルマイクロスコープを使った資料内部の写真や表面の細部にわたる写真、あるいはX線回折装置や赤外線分析装置を使った資料の成分分析の結果が披露されていた。

目的の第4として、「情報ネットワークの拠点となること」があげられている。ネットワークで結ぶ相手としては「国内外にあるアイヌの歴史や文化に関する資料・情報を収集、展示する博物館・美術館、資料館、大学や研究所など」が想定されていて、そのネットワークを通じて実施される事業には、「ウェブ上での情報交換のみならず、複数の博物館・美術館や資料館などと連携した巡回展示や巡回ワークショップ、あるいは大学その他の研究機関の研究室や研究者と連携した調査研究」が考えられていた（博物館調査検討委員会 2013: 4）。ことに、この博物館では『博物館展示計画』でも示されていたように（文化庁 2016: 2）¹⁰⁾、常時展示更新を行うという方針を持っているために、収蔵資料だけでは足りず、他館から頻繁に展示資料を借用しなければならない。博物館ネットワークの構築はそのための情報交換と共有のために必要不可欠だった。しかしその後、博物館や研究機関との情報共有や研究協力が終始すべきではなく、広くアイヌ文化にかかわる活動をする団体にもネットワークを広げるべきだという意見が聞かれるようになる。2020年度に館長への諮問機関として組織された運営会議でもそのような意見があり、地域のアイヌ文化の保存・振興活動を行う団体（芸能保存会や民芸組合など）にも声をかけて文化伝承者たちとのつながりも重視することになった。

ネットワークについては、準備室時代から「ネットワーク準備委員会」（アイヌ文化にかかわる展示、調査研究を行っている北海道の博物館の代表者を中心

に結成)が組織され、4年にわたって検討が行われた。その結果、「アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク」(愛称「ブンカラ」、ブンカラはアイヌ語で葛の意味)という名称で2020年度に参加募集を行い、2021年度から活動を開始している。また、まだ準備室の時代にも開館前の博物館広報としてパネルを主体としたPR展示『ヤヨペヨペ』を北海道内の博物館や公民館などで実施した。2020年度には本州の博物館でも実施している。

これら4つの目的は、博物館が実施すべき事業を通して実現される。その事業がすでに上で触れた「展示」、「教育・普及」、「調査・研究」、「収集・保存・管理」、「人材育成」、そして「ネットワーク構築」である。博物館の運営とは、理念と目的を実現するために、これら6つの事業を実施することになるわけである。

5.2. 博物館の組織運営

博物館の事業に体系的、計画的に取り組み、所期の成果を上げるためには、それ相応の組織と運営方針が必要である。それらについては、2013年の『博物館基本構想』の時から検討はされていた。例えばそこでは以下の諸点をあげている(博物館調査検討委員会2013: 13)(a)、b)などの記号は筆者が整理のために付したもので、以下同じ)。

- a) 象徴空間内の博物館以外の機能と一体性を持った管理運営方法を確保する観点が必要
- b) 国が施策の推進において主体的な役割を担うとともに、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの役割に応じて積極的に連携・協力する
- c) 北海道内のアイヌ文化や資料の展示、調査・研究、教育・普及を行う博物館や研究施設とネットワークを形成し、様々な分野での連携、協力及び交流を図る
- d) アイヌ文化の伝承者が職員や協力者として博物館の活動に積極的に参画できるような体制にする

しかし、これらはすべて抽象的な目標のようなものであって、その詳しい検討は『博物館基本計画』の検討に持ち越された。

2015年3月に博物館調査検討委員会が文化庁に提出した『「民族共生の象徴となる空間」における博物館基本計画報告書』ではもう少し具体化しており、以下のようにまとめられている。

まず、運営の基本方針については(博物館調査検討

委員会2015: 71)、

- a) 「象徴空間」全体と一体となった運営を行う
- b) 将来にわたり成長しつづける博物館をめざす
- c) 運営そのものを通して人材、ネットワーク等を育む

といった点をあげており、特にc)については、「運営そのものを通して、アイヌの歴史・文化等に関する十分な知識を持った博物館の専門家(キュレーター等)の育成、「象徴空間」で養成されたアイヌ文化の継承者の受け入れ、国内外に伝わるアイヌの歴史・文化等に関する資料や情報のネットワークの形成等を行う」(下線筆者)という補足説明を入れて、民族共生象徴空間内で育成されたアイヌ文化伝承者を博物館員として積極的に受け入れる方針を打ち出していた。これは5.1.で触れた博物館の設立目的である「人材育成」について、より具体的に述べたもので、その詳細についてはすでに5.1.で述べておいた。

次に、組織体制についてはその考え方として(博物館調査検討委員会2015: 71-73)、

- a) アイヌの人々が主体的・積極的に参画できる運営体制の構築を図る
 - b) 先進的な活動を支える柔軟な組織体制の構築を図る
 - c) 博物館の理念の実現に向け、より適切な部門・人材配置を行う
 - d) 柔軟な部門間交流により、博物館の専門家としてのスキルの共有と向上を促進する体制を構築する
 - e) 第三者的な評議機関を設置し、客観的な評価に基づく改善を促進する体制を構築する
- の5点を挙げている。

このうち、a)については上記の運営方針とも連動して、「博物館を支える専門家集団として、展示や調査・研究、教育・普及の業務をはじめ、管理運営面に至るまでの広範な業務にアイヌの人々が主体的に参画できる体制の構築を図る」(博物館調査検討委員会2015: 71、下線筆者)、あるいは「「象徴空間」における「文化伝承・人材育成機能」や「体験交流機能」との連携・協力が欠かせないことから、アイヌ文化の伝承者・実践者が職員や協力者として博物館の活動に積極的に参画できる体制の構築を図る」(博物館調査検討委員会2015: 72、下線筆者)というように、研究学芸系の業務から管理事務に至るまで博物館の全業務で、アイヌ民族出身の人材や民族共生象徴空間で育成された文化

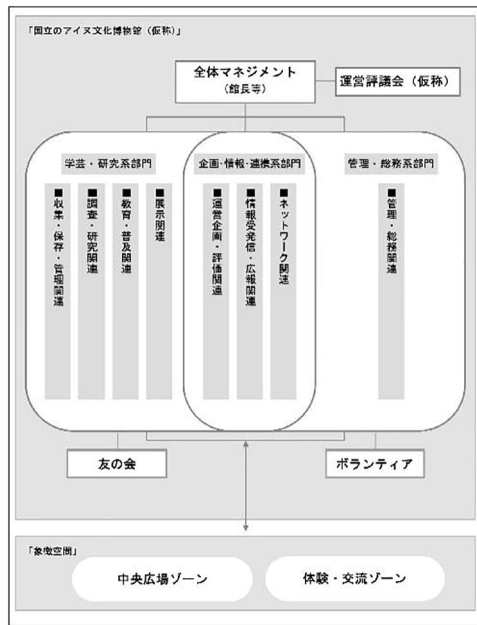


図4 博物館調査検討委員会が提案していた博物館の組織図（博物館調査検討委員会 2015: 74）

伝承者の登用を推し進めることを提言している。

また、e) については、当初独立行政法人のような組織も視野に入れていたために、評価を受けるための体制も考慮に入れていた。しかし、国直轄の施設で、財団法人が運営を委託されるという方式が決定されたことから、この評価体制は不要とされた。

このような組織に関する基本的な考え方を元にして提案されたのが【図4】にあるような組織だった。（博物館調査検討委員会 2015: 74）

3.3. でも触れたように、博物館調査検討委員会が報告書で提案した組織は「学芸・研究系部門」、「企画・情報・連携系部門」、「管理・総務系部門」の3部門からなり、展示をはじめとする5つの業務が学芸・研究部門に、ネットワーク構築や広報、評価といった業務が企画・情報・連携系部門に、事務や施設管理業務が管理・総務系部門に割り当てられるような体制だった。現在の1課4室体制とはかなり異なり、情報、ネットワーク、評価関係にかなり手厚い組織体制だった。しかし実際には、学芸・研究系部門はほぼそのまま現在の研究学芸部として残されたものの、企画・情報・連携系部門の業務は研究学芸部の4室と事業課に分けられ、また、広報や管理・総務系の業務は民族共生象徴空間運営本部、あるいは運営母体のアイヌ民族文化財団本部の事務と分掌することになり、博物館の担当部分は縮小された。

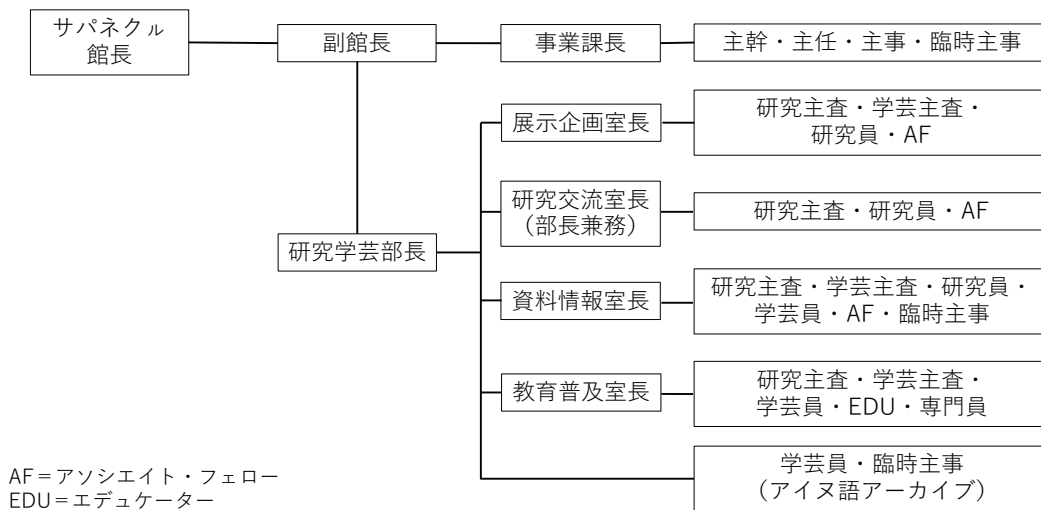
2020年3月末に準備室が解散し、博物館の組織がアイヌ民族文化財団の一部局として始動したとき、文化庁所属の調査官たちはそのまま文化庁職員として留まったが、国立文化財機構所属の職員は財団職員に身分を変えて博物館業務に従事することになった。その結果、研究職、事務職合わせて5人いた国立文化財機構所属の職員は、展示企画室の責任者が展示企画室長に、資料情報室の責任者が資料情報室長に、研究交流室の責任者が研究学芸部長（研究交流室長、教育普及室長も兼務）¹¹⁾に、専門官が副館長に、そして主幹が館長になる形で、それぞれ博物館の幹部職員を構成することになった。専門官が副館長になったことで、事業課長に新しく札幌から招いた財団職員を充てた。（【図5】）

この博物館では独自の試みとして研究学芸部所属の研究員、学芸員が定期的に展示場に出て展示の点検をしたり、時には来館者の質問に対応したりすることで、職員にも来館者にも展示の意図をより正しく理解してもらうことを計画していた（博物館の理念である「アイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する」ため）。しかし、そのためには、20数名の研究員、学芸員だけでは対応しきれない。そのために、有期雇用の研究員（アソシエイトフェロー）と教育普及専門職員（エデュケーター）を採用することに決め、2020年4月に採用した。アソシエイトフェローとエデュケーターの定員は6人ずつである。

2021年9月現在、博物館には管理職、研究学芸職、事務職、専門職、契約職員等合わせて51人の財団所属の職員（無期雇用、有期雇用、臨時雇用含む）が勤務している。その他に文化庁職員が3人（調査官2人を含む）いて、総勢54人で博物館の事業を動かしている。また、館内には運営に当たる職員以外に、来館者対応、ミュージアムショップの運営、警備、清掃、建物の維持・管理、展示の設計・製作などの業務を委託された業者などがおり、そのような人たちも入れると常時80人ほどの人間が博物館を支えている。

『博物館基本計画報告書』で提言されていたアイヌ文化を伝承する人材の登用については、個人情報にかかわること、あるいは個人のアイデンティティにかかわることであるために、具体的な人数などを明言することはできない。しかし、旧アイヌ民族博物館の職員、同博物館で実施されていた伝承者育成事業の修了生、あるいは大学等の人材育成事業の修了生など、こ

図5 国立アイヌ民族博物館組織図 (2021年度)



れまで実施されてきた人材育成活動でアイヌ文化を学び、その知見を深め、同時に博物館員としての資質も身につけてきた人たちが、研究員あるいは学芸員として活躍していることだけは触れておこう。また、国内出身の職員だけでなく、海外出身の職員も活躍している。その意味で、民族共生象徴空間の中核施設の1つであるこの博物館は「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」ことをめざして多様な人々が集まる、まさに「民族共生」の場となっている。

6. おわりに

以上のように、国立アイヌ民族博物館が民族共生象徴空間の中核施設として設立された、その背景と経緯、そして役割を、主に政府が組織した有識者懇談会、委員会、作業部会などの報告書を基礎資料にして、筆者の文化人類学の知見を利用して論じてきた。結論としては、まず有識者懇談会や作業部会のような政府の委嘱を受けた会議の報告書において、アイヌ文化に対する認識が2000年代に入って大きく変化あるいは転換していたことが判明したことをあげることができる。それは、「歴史的遺産」あるいは「自然とのかかわりの中で育まれた」(ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996: 3) といった表現で表されてきたものが、「我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機」にあり、その「復興に配慮す

べき強い責任が国にある」(「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011: 2) と明確に述べられるように変化したことに端的に表れている。報告書に見られるこの認識の変化には、アイヌ民族自身が権利回復や文化復興のための運動を地道に続けてきたこと、それが国連を舞台とする世界の先住民族運動と連携することで国連宣言の採択など国際的な潮流を引き起こし、国会決議につながったことなどが関係する。また他方で、国連を舞台に展開されてきた先住諸民族の活動の裏には、1950～60年代には植民地主義の尖兵との批判を受け、80～90年代にはなお残る「植民地主義」的、「オリエンタリズム」的性格を批判されて、そのパラダイムを根本から転換することを迫られた文化人類学など学術諸分野の研究の蓄積も絡んでいる。それはまた政府委員となった研究者にも影響を与えた。

アイヌ文化にかかる活動に特化した国立博物館の設立の背景には、このような先住民族の権利回復、文化復興に係る国内外の情勢下に生じた「アイヌ文化に対する認識の転換」があった。そして博物館の理念も目的も、それを実現するための運営方針や組織も、そのような状況下で検討され、整備されていったわけである。

この「認識の転換」の結果設立されたこの博物館は、その理念にまず「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重」することを、次いで「国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進する」ことを、そして「新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与」することを掲げた。では2020年7月に開業してから本稿を

執筆するまでの1年余の間で博物館の理念はどの程度実現されたのだろうか。

まず、「アイヌの尊厳を尊重」することについてだが、これは実現されているかどうかの判断が難しい項目であり、また判断にはある程度時間の経過が必要であることから、開館後間もないこの時点で評価を下すのはまだ無理である。この新しい博物館ではアイヌ民族の個人として、あるいは民族としての尊厳を最大限尊重することをめざして各種の活動を行い、館職員も常時言動に気を配っている。しかし、気づかないところで、あるいは無意識のうちに、あるいは意図せずに、尊厳を傷つけるような言動をしている可能性もある。2021年3月にさるテレビ番組で起きた差別表現事件では、その検証番組で知識不足、認識不足に加えて、チェック機能の甘さと機能不全に原因があることが明らかにされていた（北海道新聞2021年8月26日夕刊、北海道新聞2021年8月27日朝刊、朝日新聞2021年8月27日朝刊、毎日新聞2021年8月27日朝刊による）。それらは他山の石として肝に銘じておくことはいうまでもない。

国内外にアイヌの歴史と文化の正しい認識と理解を促進するということについては、博物館だけでなく、民族共生象徴空間全体で取り組んでいるところではある。その効果がどの程度あったのかについては、2020年11月から12月にかけて実施された内閣府政府広報室の世論調査（「アイヌ政策に関する世論調査」）の結果がある程度示している（調査結果は2021年3月にウェブに公開されている）。そこには「博物館基本構想」が発表された2013年と公益文化財団アイヌ民族文化財団が結成された2018年の調査の結果も併記されていて、博物館の設立準備期間中に世論がどのように変化したのかを読み取ることができる。

それによれば、アイヌに関する周知度については、アイヌ民族の存在を知っている人は調査に回答した人の中で、2013年には95.3%、2018年には94.2%、そして2020年には93.6%と微減している（内閣府政府広報2021: 2）。しかし、アイヌ民族の存在を知っている人の中でアイヌが先住民族であることを知っている人は、2013年に68.3%、2018年に77.3%だったものが、2020年には91.2%へと増加し、アイヌ民族が独自の伝統文化を形成してきたことを知っている人も、2013年に65.7%、2018年に65.7%で、2021年には83.2%に増加している（内閣府政府広報2021: 4-6）。これは顕著な増加ともいえる状況で、政府の

アイヌ政策と民族共生象徴空間の開業が何がしか影響しているのかもしれない。

しかし他方で、明治時代以降暮らしが厳しく、独自の文化も制限されたことを知る人は、2013年に38.1%、2018年に40.0%、2020年でも46.4%と漸増はしているが、半数に達していない。また、現代では他の多くの人と変わらない生活をしていて、北海道以外にも住んでいるということについて知っている人は、2018年に34.3%、2021年に38.8%とあまり増えておらず（内閣府政府広報2021: 4-6）、歴史と現代的な状況についての理解と認識がまだまだ十分に浸透しているとはいえない。博物館の基本展示や特別展示では文化伝承者の活動を紹介するだけでなく、現在様々な分野で活躍するアイヌ民族出身者の姿も紹介している（例えば基本展示の「私たちのしごと」のコーナー）が、その意図が十分伝わっていないのかもしれない。民族共生象徴空間への来場者、博物館への来館者は、アイヌ独自の文化（いわゆる伝統文化）を観覧することが主目的であることが多いのかもしれないが、やはりアイヌ民族は現代を生きる人々であり、アイヌ文化は現代の文化であること（決して「歴史的遺産」ではない）も理解してもらうように展示や解説、教育内容などを工夫する必要があるのかもしれない。

ところで、筆者は2.2.の最後で、この新しい国立博物館に求められるのはアイヌ文化の担い手とそこに出自を持つ研究者や学芸員が他の民族や地域出身の研究者や学芸員を巻き込んでフォーラムを主宰し、展示や研究や教育の企画を立て、実現していく博物館である、ということを指摘した。4.2.の終わりでは、国が「責任を持って施設、資金、人材面で支援し、それを受けて先住民族が主体的に運営する博物館をめざすのがよいのではないか」とも述べた。これは、文化表象の主体はその文化を担うものにあるという原則に則るもので、2007年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第3条の【自己決定権】の条項や第11条の【文化伝統と慣習の権利】からも読み取ることができる¹²⁾。

しかし、この原則に固執しすぎると、アイヌ文化の担い手出身の研究員、学芸員に過重な負担がかかりかねない。しかも様々な意見が渦巻くフォーラムでの議論の主宰など初体験の職員にはとても荷が重い。したがって、まず手始めにめざしたいのは、文化の担い手、研究者、学芸員、教員などを含むアイヌ文化の継承、

研究、展示、教育等にかかわる人々による所蔵資料の「共同利用」、「共同研究」、「共同展示」である。このような活動は館員が間に入って手続きを踏んで共同で行うことになるが、それは、少人数の担い手たちが館員の仲介で博物館の資料を見ながら勉強会を開くというのでもよい。それも立派なフォーラムである。そのような機会を増やしていくことで、知識や技術が継承され、文化の担い手が増え、そして新たな創造が促進されるのであれば、国の責任、すなわちアイヌ文化の復興のために施設と予算と人材面で支援するということの一端が果たされることにもなる。そのためには手続きを簡素化して、できるだけ使いやすい、あるいは使われやすい博物館にしていくのが望ましいだろう。

また、ICOMで議論されている新しい博物館の定義では博物館は、「包摂的」で「多様な声」を反映する場でなければならない、「開かれた公明正大な存在」で「多様な共同体と手を携えて」様々な活動に従事することが求められている（松田 2020）。5.2. で触れたように、博物館職員にはアイヌ民族出身者だけでなく、様々な出自を持つものが集まっており、海外出身のものもある。また専門も多様で、アイヌの文化や歴史を専門に研究するものだけでなく、文化人類学、歴史学、考古学、言語学、口承文芸学、音楽・芸能研究、美術史学、環境学、翻訳学、博物館教育、保存科学など様々な分野を専攻し、専門にするものがある。この博物館に勤めるまでアイヌ文化に直接触れたことがなかったという人もいる。まさに博物館そのものが民族共生の場であり、包摂性、多様性、透明性を体現する場になっている。

しかし、そのような人たち（そこには筆者も含まれる）には大きな問題が立ちはだかっている。それは、この博物館あるいは民族共生象徴空間でアイヌ文化やアイヌ民族とどのように向き合えばよいのか、どのようなスタンスを取ればよいのかということである。

現在、この問題には定まった解答はまだない。各人が個々の事業（展示、研究、資料整理、教育、人材育成など）を通じて問題に向き合い、取り扱う文化について学び、個別に解決していくしかない。その集積が一定の方向性を示すことになるかと予想される。しかし、その時常に気をつけなければならないのは、博物館の理念の冒頭にある「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重」という姿勢である。これを堅守することがまず博物館の職員に求められるところだろう。

この博物館では多様な出自、多様な専門、多様な関

心を持つ職員が「アイヌ文化」を中核にして集まり、フォーラムを形成している。彼らはアイヌ文化の担い手をはじめ、様々な人を巻き込むと同時に、そのような人たちが作る渦に飛び込んで、大小様々なフォーラムを形成しながら、アイヌ文化の振興と新たな創造に寄与しようとしている。展示、教育・普及、調査・研究、人材育成、資料の収集・保存・管理、そしてネットワーク構築といった「業務」は博物館の理念と目的を達成するための手段であり、道筋である。

これらの業務が理念と目的を達成するのにどのような役に立つのか、どのような過程を経て理念と目的に近づくのか、そしてそこで形成される多様な人々で構成されるフォーラムが理念と目的の達成にどのように貢献するのか、といった問題が次に問われることになると考えられるが、それは別稿で論じることにはしたい。

謝辞

国立民族学博物館の展示場の写真については、同博物館情報管理施設企画課博物館事業係からご提供を受けました。ここに篤く御礼申し上げます。

注

- 1) 「1993年草案」は、国連経済社会理事会の下の人権委員会のさらに下の少数集団小委員会の中の作業部会として設置された先住民作業部会で1993年に作成された先住民族の権利に関する宣言の草案である。これをたたき台にして14年間国連の中で議論した末に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が完成し、2007年に国連総会で採択された。この草案を詳細に分析した清水昭俊はこれについて、「国連の外では、国連が準備中の先住民権利宣言は1993年草案の形（条文と内容）で伝えられ、先住民の権利に関する事実上の国際標準として機能した」（清水2008: 315）と述べ、また「先住民の権利をその根拠とともに包括的に述べる均整のとれた構成と、よく練られた法言の表現によって、それ自体が説得力に富んでいる」（清水2008: 315）と高く評価している。しかし、この草案は現在国連の公的文書とはされていない。
- 2) 例えば、博物館ホームページ「よくある質問——アイヌの歴史・文化の基礎知識」の「Q7. アイヌ民族はなぜ先住民族と認められているのですか？」（<https://nam.go.jp/inquiry/#q7>）の回答を参照。
- 3) そのような研究は1980年代以降「サルベージ人類学」と揶揄された。サルベージ人類学の概要については清水（1999: 626）を参照。
- 4) 「ソースコミュニティ」とは、博物館に収蔵、展示されている資料を製作した人々、あるいはその子孫たちをさす（Peers and Brown 2003: 2; 伊藤 2011: 476）。この概念は特に民族学・人類学の博物館のミッションを刷新するのに貢献した。すなわち、博物館はソースコミュニティから資料と情報を一方的に提供してもらい、展示するだけでなく、ソースコミュニティ側に博物館が蓄積した情報や知見を提供し、展示や調査研究を共同で行うことによって、ソースコミュニティの文化復興や文化活動に貢献するという双方向的な役割を担うことを主要なミッションとするようになった。
- 5) 2019年のICOM京都大会で提案されたものの、採決まで至らなかったICOMの新しい博物館の定義案の原文と仮訳は以下の通りである（松

- 田 2020)。
- Museums are democratising, inclusive and polyphonic spaces for critical dialogue about the pasts and the futures. Acknowledging and addressing the conflicts and challenges of the present, they hold artefacts and specimens in trust for society, safeguard diverse memories for future generations and guarantee equal rights and equal access to heritage for all people.
- Museums are not for profit. They are participatory and transparent, and work in active partnership with and for diverse communities to collect, preserve, research, interpret, exhibit, and enhance understandings of the world, aiming to contribute to human dignity and social justice, global equality and planetary wellbeing.
- 博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。
- 博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。
- 6) 他の省庁が管轄する博物館・資料館にはそのようなものがすでにある。例えば、国立ハンセン病資料館は厚生労働省が設置者で、指定した財団法人に運営を委託している。2021 年度には公益財団法人笹川保健財団が運営を受託している(国立ハンセン病資料館ホームページより)。
- 7) 2016 年の『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(改訂版)では、この「関連区域」とは「中核区域の周辺にあって、豊かな自然に極力手を加えずに、文化伝承活動、体験交流活動等の取組を実施することにより、中核区域と一体となって、世代を超えてアイヌ文化を体験できる広域的な「フィールドミュージアム」としての機能を果たす区域とする」(アイヌ総合政策推進会議 2016: 17)と定義されていた。それはポロト森林地区、ポロト周辺河川地区、ポント沼地区、仙台藩陣屋地区、森野地区、ヨコスト湿原・海岸地区、白老港地区の7つの地区から構成されていて、そのうち森野地区は白老のイオル再生事業区域とされて、そこでのアイヌ文化伝承に必要な樹木、雑穀類の栽培や採取が予定されていた。
- 8) 「ポストモダニズム」とはフランスの哲学者 J. F. リオタールらが主導した思潮だが、文化人類学に対する批判の場合には J. クリフォードたちが展開した、他者の社会や文化を調査してそれを民族誌というかたちで記述するという行為そのものに潜む植民地主義的思考に対する批判だった(クリフォード・マーカス編 1996)。「オリエンタリズム批判」とは、E. サイドの『オリエンタリズム』という著書に触発されたもので、西欧主導で作り上げた他者イメージが世界に拡散し、そのイメージを作られた人々にも影響を及ぼすことへの批判だった(サイド 1986)。
- 9) 民族絶滅と文化絶滅を被らない権利については、2007 年の国連宣言では第7条【生命、身体、自由と安全】第2項で「先住民族は、—— 中略 —— ジェノサイド(特定集団を対象とした大量虐殺)行為または他のあらゆる暴力行為にさらされてはならない」、第8条【同化を強制されない権利】第1項で「先住民族及びその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する」と述べる形で引き継がれている(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』pp.7-8)。
- 10) 『博物館展示計画』には「展示の特色」として、「最新の情報を公開できるように可変的な展示形態や展示システムとする」、あるいは「国内外の博物館とのネットワークを活用した展示会や巡回展を企画・実施し、象徴空間中核区域全体と有機的なつながりを持った活動を行う」とあって、展示はネットワークの構築を前提に行うことが決められている(文化庁 2016: 2)。
- 11) 2021 年4月に、教育普及室長に充てるために新規に研究学芸職員を採用したことから、2021 年現在では研究学芸部長は研究交流室長のみを兼務することになっている。

- 12) 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第3条と第11条には次のように記されている。

第3条【自己決定権】

先住民族は、自己決定の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』p.6)

第11条【文化的伝統と慣習の権利】

1. 先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。

2. 国家は、その自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼/彼女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル(霊的、超自然的)な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じて、原状回復を含む救済を与える。(国際連合ホームページ『先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)』p.9)

文献

【論文、書籍等(日本語)】(五十音順)

- 市川守弘 2019.『アイヌの法的地位と国の不正義 遺骨返還問題と〈アメリカインディアン法〉から考える〈アイヌ先住権〉』札幌：寿郎社。
- 伊藤敦規 2011.「博物館標本資料の情報と知識の協働管理に向けて：米国南西部先住民ズニによる国立民族学博物館所蔵 標本資料へのアプローチ」『国立民族学博物館研究報告』35(3): 471-526.
- SPb- アイヌプロジェクト調査団(編) 1998.『ロシア科学アカデミー人類学民族学博物館所蔵アイヌ資料目録』東京：草風館。
- 榎森進 2019.「「アイヌ施策推進法」の概要と同法の制定過程に内在する諸問題」『東北学院大学東北文化研究所紀要』51: 1-35.
- 大仲千夏 2003.『民族、開発、紛争予防—不平等と差別の是正に向けて—』東京：国際協力事業団国際協力総合研修所。
- 荻原真子・古原敏弘・V. V. ゴルバチョーヴァ(編) 2007.『ロシア民族学博物館所蔵アイヌ資料目録』東京：草風館。
- 加藤克 2008.「北海道大学植物園所蔵アイヌ民族資料について—歴史的背景を中心に—」佐々木史郎・古原敏弘・小谷凱宣(編)『北海道内の主要アイヌ資料の再検討』pp. 1-57、大阪：国立民族学博物館。
- クライナー J. 2004.「ヨーロッパ思想史とアイヌ観、アイヌ研究、アイヌ・コレクションの形成」小谷凱宣(編)『海外のアイヌ文化財 現状と歴史』(第17回「大学と科学」公開シンポジウム発表収録集)、名古屋：南山大学人類学研究室。
- クリフォード J.・マーカス G.(編) 春日直樹他(訳) 1996.『文化を書く』東京：紀伊國屋書店(Clifford, J. and Marcus, G. (eds.) 1986 *Writing Culture: The Poetics and Politics of Ethnography*. Berkeley: University of California Press)。
- 小谷凱宣・荻原真子(編) 2004.『海外アイヌ・コレクション総目録』名古屋：南山大学人類学研究所。
- サイド E. W. 今沢紀子(訳) 1986.『オリエンタリズム』東京：平凡社(Said, E. W. 1978 *Orientalism*. New York: Georges Borchardt)。
- 佐々木史郎 2008.「ソヴィエト民族学の理論と西側人類学との対話」高倉浩樹・佐々木史郎(編)『ポスト社会主義における民族学的知識の位相と効用』(国立民族学博物館調査報告 78) pp.31-63 大阪：国立民族学博物館。
- 2011「フォーラム化する文化人類学——大学共同利用機関としての国立民族学博物館が果たすべき役割を考える」『民博通信』134: 2-7.
- 2020a「千島収集の木綿衣から読み取る 17、18 世紀のアイヌ

- 文化史」佐々木史郎(編)『アイヌ・北方諸民族の衣文化と織布文化』pp.32-49 東京・白老:国立文化財機構東京国立博物館・国立アイヌ民族博物館設立準備室
2020b「文化多様性とミュージアム:国立アイヌ民族博物館の試み」『文化資源学』18: 51-60
- シドル R. マーク・ウィンチェスター(訳) 2021.『アイヌ通史 「蝦夷」から先住民族へ」東京:岩波書店.
- 清水昭俊 1999.「忘却のかたのマリノフスキー:1930年代における文化接触研究」『国立民族学博物館研究報告』23(3): 543-634.
2008「先住民, 植民地支配, 脱植民地化:国際連合先住民権利宣言と国際法」『国立民族学博物館研究報告』32(3): 307-503.
- ズナメンスキー S. 秋月俊幸(訳) 1979.『ロシア人の日本発見』札幌:北海道大学図書刊行会(Знаменский, С. В., *В поисках Японии: из истории русских географических открытий и мореходства в Тихом океане*. Благовещенск, 1929.)
- 竹内渉 2020.『戦後アイヌ民族活動史』大阪:解放出版社.
- 田村すず子 1996.『アイヌ語辞典』(沙流方言)東京:草風館.
東京国立博物館 1992.『東京国立博物館図版目録・アイヌ民族資料篇』東京:東京国立博物館.
- 中村睦男 2018.『アイヌ民族法制と憲法』札幌:北海道大学出版会.
長谷部一弘 2008.「市立函館博物館所蔵のアイヌ民族資料について」佐々木史郎・古原敏弘・小谷凱宣(編)『北海道内の主要アイヌ資料の再検討』pp. 201-204, 大阪:国立民族学博物館.
北海道廳(編) 1936.『休明光記遺稿』『新撰北海道史』第五巻史料一所収、札幌:北海道廳.
- 山崎幸治 2021.『シーボルト父子のアイヌ・コレクションの比較と現代的意義』日高薫/ベッティーナ・ツォルン(責任編集)、国立歴史民俗博物館(編)『異文化を伝えた人々Ⅱ ハイナリッヒ・フォン・シーボルトの蒐集資料』pp. 137-152, 京都:臨川書店.
- 山中由里子(編) 2019.『驚異と怪異:想像界の生きものたち』東京:河出書房新社.
- 【論文・書籍等(欧文)】
- Белков, П. Л. 2015. *Очерки истории ранних океанийских коллекций МАЭ, Санкт-Петербург*: Российская академия наук, Музей антропологии и этнографии им. Петра Великого (Кунсткамера)
- Cameron, D. F. 1972. The Museum: a Temple or the Forum. *Cahiers d'histoire mondiale (Journal of World History)* 14(1), 189-202
- Marthinez Cobo, J. R. 1983. *Study of the Problem of Discrimination against Indigenous Populations: Final Report (last part)*. Commission on Human Rights, Sub-commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities. United Nations economic and social Council
- Peers, L. and Brown, A. K. 2003. Introduction. Peers, L. and Brown, A. K. (eds.) *Museums and source communities: a Routledge reader*, pp. 1-16. London: Routledge.
- Stephan, J. J. 1974. *The Kuril Islands: Russo-Japanese Frontier in the Pacific*, Oxford: Clarendon Press.
- 【新聞】
- 朝日新聞 2021年8月27日朝刊〈道内面〉「アイヌ差別表現日テレが検証 関係者評価と要望と」(芳垣文子、西川洋一)
- 北海道新聞 2021年8月26日夕刊「日テレアイヌ民族差別問題番組VTR事前チェック 検証放送で再発防止策」(能正明)
2021年8月27日朝刊「アイヌ民族差別番組で検証 日テレ謝罪 防止策公表」(能正明)
- 毎日新聞 2021年8月27日朝刊「アイヌ差別の知識なく」日テレ「スッキリ」検証番組放送し謝罪」(松原由佳)
- 【懇談会・委員会・作業部会等の報告書等】(五十音順)
- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談 2009『報告書』<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf>
- アイヌ政策関係省庁連絡会議 2012『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu-suishin/pdf/kousou20120731.pdf>
- アイヌ総合政策推進会議 2016『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』(改訂版)<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/kousou20160726.pdf>
- ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 1996『報告書』<https://www.mlit.go.jp/common/000015022.pdf>
- 内閣府政府広報室 2021『「アイヌ政策に関する世論調査」の概要』<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r02/r02-ainu.pdf>
- 博物館調査検討委員会(「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会) 2013『「民族共生の象徴となる空間」における博物館の基本構想』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_keikaku/hakubutsukan_koso/pdf/koso.pdf
- 2015『「民族共生の象徴となる空間」における博物館基本計画報告書』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_keikaku/pdf/plan_hokoku.pdf
- 文化庁 2015『国立のアイヌ文化博物館(仮称)基本計画』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/minzoku_kyosei_keikaku/pdf/kokuritsu_kihonkeikaku.pdf
- 2016『国立アイヌ民族博物館展示計画』https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/museum_tenjikeikaku/pdf/tenjikeikaku.pdf
- 「民族共生の象徴となる空間」作業部会 2011『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu-suishin/shuchou-kukan/houkokusho.pdf>
- 【ホームページ等】
- 萱野茂二風谷アイヌ資料館〈本館の生いたち〉https://fmpipausi.sakura.ne.jp/kayano_museum/(2021年9月5日閲覧)
- 川村カトアイヌ記念館 記念館の歴史 <http://k-aynu-mh.jp/cn24/about.html>(2021年9月5日閲覧)
- 国際連合「先住民族の権利に関する国際連合宣言(仮訳)」国連総会第61会期 2007年9月13日採択(国連文書A/RES/61/295 附属文書) http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf(2021年9月5日閲覧) 原文のページ <https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/declaration-on-the-rights-of-indigenous-peoples.html>(2021年9月5日閲覧)
- 国際労働機関「1989年の原住民及び種族民条約」(第169号) https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238067/lang-ja/index.htm(2021年9月7日閲覧)
原文のページ https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C169(2021年9月7日閲覧)
- 国立アイヌ民族博物館「よくある質問—アイヌの歴史・文化の基礎知識」<https://nam.go.jp/inquiry/>(2022年1月29日閲覧)
- 国立国文学資料館『諏訪大明神絵詞』西尾市立図書館(岩瀬文庫)所蔵 http://base1.nijl.ac.jp/view/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0214-23209&IMG_SIZE=&PROC_TYPE=null&SHOMEI=【諏訪大明神絵詞】&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&BID=null&IMG_NO=29(2021年9月6日閲覧)
- 国立ハンセン病資料館「当館について 組織図」<https://www.nhdm.jp/introduction/organization/>(2021年9月18日閲覧)
- 参議院「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(平成20年6月6日参議院本会議) <https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/080606-2.html>(2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案(第

- 一六九回国会、決議第一号) https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/gl6913001.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する質問主意書 平成二十年六月六日提出質問第四八六号」(提出者 鈴木宗男) 質問本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf.s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a169486.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する質問に対する答弁書 平成二十年六月十七日受領答弁第四八六号」(内閣総理大臣 福田康夫) 答弁本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b169486.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する再質問主意書 平成二十年六月十七日提出質問第五四九号」(提出者 鈴木宗男) 質問本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a169549.htm (2021年9月5日閲覧)
- 衆議院「衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族を先住民族とすることを政府に求める国会決議を受けての政府の取り組み等に関する再質問に対する答弁書 平成二十年六月二十四日受領答弁第五四九号」(内閣総理大臣 福田康夫) 答弁本文情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b169549.htm (2021年9月5日閲覧)
- 内閣官房アイヌ総合政策室「アイヌ政策推進会議(第8回)議事概要」(平成28年5月13日開催) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai8/gijigaiyou.pdf> (2021年9月7日閲覧)
- 日本文化人類学会 1996「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書についての見解」(日本民族学会会長山下真司) <http://www.jasca.org/news/past/utari.html> (2021年9月6日閲覧)
- 幕別町 幕別町蝦夷考古文化館 <https://www.town.makubetsu.lg.jp/kyouiku/matikadogallery/ezobunkakokokan/ezobunkakokokan.html> (2021年9月5日閲覧)
- 松田陽 2020「ICOM 博物館定義の再考」(ICOM 日本委員会ホームページ「ジャーナル」September 3 2020) <https://icomjapan.org/journal/2020/09/03/p-1315/> (2021年9月5日閲覧)